

大阪信愛女学院短期大学

平成 26 年度

大阪信愛女学院短期大学
自己点検・評価報告書

平成 26 年度 自己点検・評価 報告書

目 次

自己点検・評価の基礎資料.....	1
【基準 I 建学の精神と教育の効果】	18
基準 I -A 建学の精神.....	18
基準 I -B 教育の効果.....	23
基準 I -C 自己点検・評価.....	30
◇ 基準 I についての特記事項.....	31
【基準 II 教育課程と学生支援】	32
基準 II -A 教育課程	32
基準 II -B 学生支援	42
◇ 基準 II についての特記事項.....	55
【基準 III 教育資源】	57
基準 III -A 人的資源.....	57
基準 III -B 物的資源.....	65
基準 III -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	70
◇ 基準 III についての特記事項.....	71
【基準IV リーダーシップとガバナンス】	72
基準IV-A 理事長のリーダーシップ.....	73
基準IV-B 学長のリーダーシップ.....	75
基準IV-C ガバナンス.....	77
◇ 基準IVについての特記事項.....	80
【選択的評価基準 教養教育の取り組みについて】	81
【選択的評価基準 地域貢献の取り組みについて】	86

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

大阪信愛女学院短期大学は、キリストの教えを基盤とした建学の精神のもとに、有為な女性を育成する高等教育機関として、昭和 34(1959)年に開設された。現在、子ども教育学科、看護学科(3年制)の2学科で教育・研究活動を行っている。

本学院の設立母体である「ショファイユの幼きイエズス修道会」は、カトリック精神を基盤として神が愛する「小さき人」への奉仕を目指して、1859 年フランスにおいて設立されたカトリック修道会で、福祉・教育事業に献身することから始まった。

本学院は、この「ショファイユの幼きイエズス修道会」から日本に派遣された4名の修道女により、明治 10(1877)年神戸に孤児養育施設（神戸センタンファンス）、明治 12(1879)年大阪に孤児養育施設（大阪センタンファンス）が開設されことにその端を発している。

学院の創設は、明治 17(1884)年開設の信愛女学校に始まる(表 1)。この大阪信愛女学院の建学にあたって「カトリック精神に基づき誠実敬虔で社会の福祉に貢献する有能な人物を養成する」とその目的を明記している。明治 41(1908)年高等女学校設立認可、昭和 19(1944)年幼稚園開園、戦後の学制改革で、大阪信愛女学院高等学校、小学校、中学校なども設置された。

短期大学は、昭和 31(1956)年幼稚園教員養成所設置に始まる。昭和 34(1959)年短期大学設置認可・開学、保育科開設が認可された。昭和 36(1961) 年家政科開設、昭和 45(1970) 年保育科を初等教育学科に改組、家政科を家政学科に改称した。昭和 59(1984) 年には教育事業創設 100 周年を迎えた。昭和 63(1988) 年家政学科を生活文化学科に改称、平成 12(2000) 年生活文化学科を人間環境学科に改称、平成 21(2009) 年には看護学科を開設した。平成 24(2012) 年に初等教育学科を子ども教育学科に改称し、現在、子ども教育学科(2年制)、看護学科(3年制)の2学科で教育・研究活動を行っている。

平成 26(2014) 年には認定子ども園設置認可、教育事業創設 130 周年を迎えた。

「ショファイユの幼きイエズス修道会」の精神に基づく本学の建学の精神・教育理念は連綿と受け継がれており、修道会創立者であるシスター・レーヌ・アンティエが大切にしていた聖書のことば「一つの心、一つの魂」を本学院のモットーとしている。建学の精神は、信愛教育 5 つの柱として大切にされ、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、そして短期大学における教育の根幹となるものである。

「ショファイユの幼きイエズス修道会」日本管区の活動は、現在、教育事業として短期大学 3 校、高等学校 4 校、中学校 4 校、小学校 1 校、幼稚園 12 園など多岐にわたる。また、社会福祉事業としては社会福祉施設 5 箇所、病院 1 箇所などを設置している。

さらに、教育・福祉活動を中心に、フランス、カナダ、ドミニカ、チャド、カンボジアなどにおいて世界的な展開がなされており、本学の卒業生もこれに参加している。

表 1 大阪信愛女学院及び短期大学の沿革

明治 17(1884)年	信愛女学院教育事業創設
明治 41(1908)年	大阪信愛高等女学校設置認可
昭和 19(1944)年	大阪信愛高等女学校附属幼稚園設置認可
昭和 22(1947)年	大阪信愛学園中学校開設
昭和 23(1948)年	大阪信愛学園高等学校開設
昭和 27(1952)年	大阪信愛女学院小学校設置認可
昭和 31(1956)年	大阪信愛女学院幼稚園教員養成所設置認可
昭和 34(1959)年	大阪信愛女子短期大学設置認可・開学、保育科開設
昭和 36(1961)年	大阪信愛女学院短期大学と改称、家政科増設認可
昭和 45(1970)年	保育学科を初等教育学科に改組
昭和 63(1988)年	家政学科を生活文化学科に改称
平成 12(2000)年	生活文化学科を人間環境学科に改称
平成 21(2009)年	看護学科設置認可・開設
平成 22(2010)年	人間環境学科廃止
平成 24(2012)年	初等教育学科を子ども教育学科に改称
平成 26(2014)年	大阪信愛保育園設置認可・開設 併せて、大阪信愛女学院幼稚園と大阪信愛保育園が認定こども園として認定 教育事業創設 130 周年

(2) 学校法人の概要

学校法人 大阪信愛女学院の概要を表2に示す。

表2 学校法人 大阪信愛女学院の概要

平成26年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
大阪信愛女学院短期大学 子ども教育学科	大阪市城東区吉市 2丁目7番30号	120	240	168
大阪信愛女学院短期大学 看護学科	大阪市鶴見区鶴見 6丁目2番28号	80	240	263
大阪信愛女学院高等学校	大阪市城東区古市 2丁目7番30号	300(240)	900	539
大阪信愛女学院中学校	大阪市城東区古市 2丁目7番30号	140(100)	420	228
大阪信愛女学院小学校	大阪市城東区古市 2丁目7番30号	99(60)	594	270
大阪信愛女学院幼稚園	大阪市城東区古市 2丁目7番30号	—	350	321
大阪信愛保育園	大阪市城東区古市 2丁目7番30号	—	30	19

※入学定員の（ ）数は、募集定員を現す。

(3) 学校法人・短期大学の組織図

学校法人 大阪信愛女学院の教員数・職員数を表3に、組織図を図1・2に示す。

表3 学校法人 大阪信愛女学院における教員数・職員数

平成26年5月1日現在

教育機関名	合計	教員数		職員数	
		本務 (専任・常勤)	兼務 (非常勤)	本務 (専任・常勤)	兼務 (非常勤)
大阪信愛女学院短期大学 子ども教育学科	49	18	24	7	0
大阪信愛女学院短期大学 看護学科	43	24	11	7	1
大阪信愛女学院高等学校	66	44	13	6	3
大阪信愛女学院中学校	29	21	4	3	1
大阪信愛女学院小学校	33	26	3	3	1
大阪信愛女学院幼稚園	31	21	5	4	1
大阪信愛保育園	9	6	2	1	0

学校法人の組織機構図

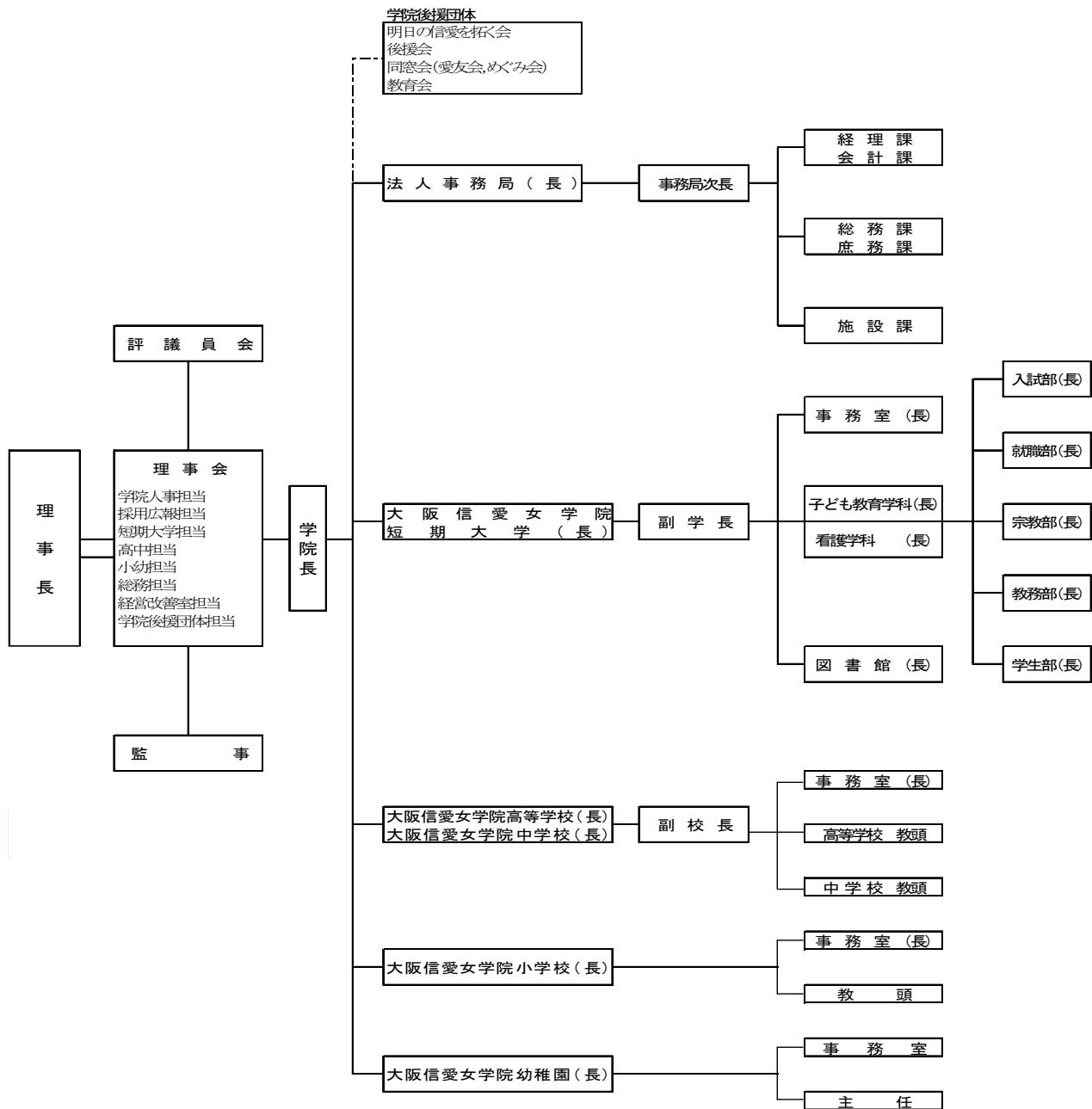


図1 学校法人 大阪信愛女学院の組織図

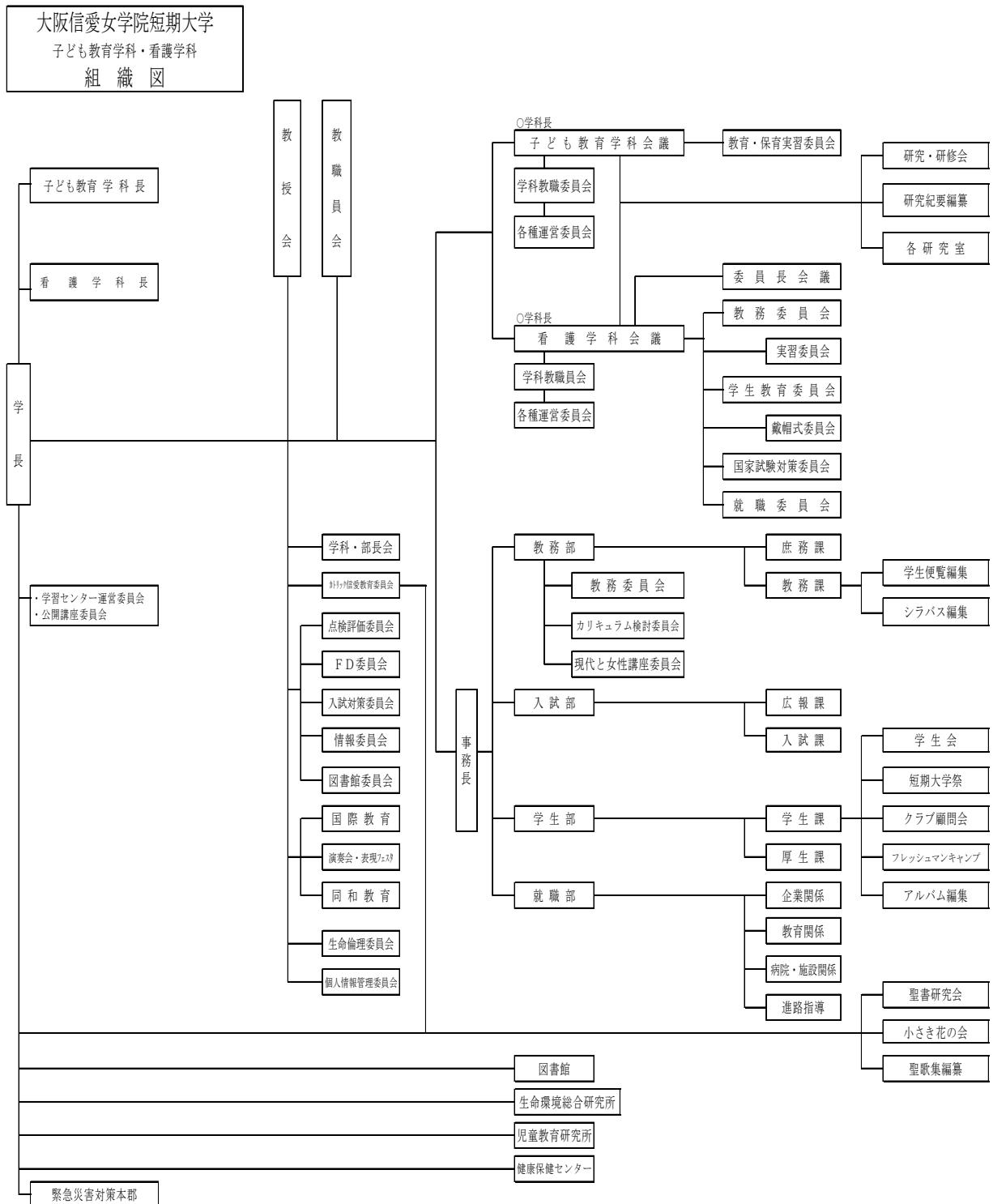


図2 大阪信愛女学院短期大学の組織図

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の立地する大阪市城東区（子ども教育学科）と鶴見区（看護学科）は隣接しており、大阪市の東北部に位置している。東は東大阪市、大東市に接し、北は守口市、門真市に接している。両学科は内環状線（道路）を挟み、直線距離にしておよそ 500m、徒歩約 5 分に位置している。

本学が立地する京阪電鉄沿線には、大阪府では 5 市（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市）及び本学が所在する大阪市では近辺 3 区（旭区、城東区、鶴見区）があり、約 137 万人の人口の地域である。

大阪市区別人口では 24 区中、城東区が 4 位で 17 万人、鶴見区が 11 位で 11 万人である。また、城東区の人口密度は市内で第 1 位であり、近年の高層集合住宅の増加が反映している。本学の学生の多くが通学する大阪府の人口動態をみると平成 26 年では 885 万人で、近年はほぼ横ばいの状況である。（表 4）

表 4 大阪府の人口動態（千人）

平成元年	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 26 年
8751	8718	8812	8816	8850	8860	8851

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

表 5 学生の出身地別人数及び割合

地域	22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	入学生 (人)	割合 (%)								
大阪府	102	70	136	79	138	82	132	82	138	79
京都府	3	2	5	3	0	0	3	2	1	1
兵庫県	19	13	12	7	12	7	10	6	9	5
奈良県	3	2	6	3	4	2	9	6	10	6
滋賀県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3	2	1	1	3	2	1	1	4	2
三重県	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0
他府県	10	7	9	5	9	5	4	2	8	4
その他 (外国の高校卒、 高卒認定等)	3	2	1	1	1	1	2	1	5	3
合計	146	100	171	100	168	100	161	100	175	100

（注）出身高校の地域別

表5に示すように、本学入学者を出身地別にみると、大阪府内の出身者の割合が継続して高いのが特徴である。平成26年度学校基本調査より算出した、大阪府内短期大学の女子の地元出身者占有率は67.9%であり、本学は他の短期大学に比べて、やや府内に偏っている特徴がある。

■地域社会のニーズ

子ども教育学科(城東区)、看護学科(鶴見区)とともに地域で唯一の短期大学であり、両区とさまざまな協力関係が構築されている。例えば、地域との連携事業として20年近くにわたり公開講座を開設し、多くの市民が参加している。また、学生が地域の子育て支援センターやイベントにボランティアとして参加したり、学院が地域や保護者に向けた公開教室を開設している。平成22年度に大阪で開催されたスペシャルオリエンピックス日本ナショナルゲームには多くの学生がボランティアとして協力した。

また、平成22年度には厚生労働省の「緊急人材育成支援事業」を受け入れ、離職者訓練(保育士養成に係る2年課程の訓練)を実施し、地域社会から多くの受講者が参加した。

近年、城東区・鶴見区は高層集合住宅の建設が続き、従来の住民に加えて若い子育て世代の増加が続いている。したがって、地域における保育園のニーズが高く、保育士・幼稚園教員の養成も必要とされている。また、今後ますます高齢化が進み、介護・看護を必要とする人々が増加していく。そのような中で、看護師養成のニーズも高い。

一方、大阪府学校基本調査による高校3年生女子生徒数の推移をみると、平成22年度は34,996人であり、平成26年度は37,302人であった。5年間で6.2%上昇している。高校3年生女子生徒の資格取得志向が上昇しているといわれるなかで、子ども教育学科・看護学科への地域社会のニーズは高いと考える。

■地域社会の産業の状況

城東区の特徴は、江戸時代より城東運河(城北川)を物資輸送の手段とした中小の製造業や商業が混在した地区として発展してきた地域である。かつての城東区は、生野区、東成区とともに市内東部の工業地帯を形成してきた。

鶴見区は、昭和49年旧城東区から分区して誕生した。近年では、幹線道路(国道1号線、国道479号線)が近くにあり、工場などの転出跡地に高層集合住宅や大規模小売店が相次いで建設されるなど、生活・交通至便の住宅地へ変化しつつある。また、鶴見区には、大阪府下最大規模の花博記念公園鶴見緑地があり、大規模植物園、種々のスポーツ・レクリエーション施設や体験学習施設などが整備されており、春夏秋冬多くの人々が訪れている。

本学の最寄駅は京阪電鉄「関目」、地下鉄谷町線「関目高殿」、地下鉄長堀鶴見緑地線「今福鶴見」、地下鉄今里筋線「新森古市」である。地下鉄鶴見緑地線や今里筋線、高速道路、一般自動車道など交通網の整備、さらに東野田茨田線の拡張事業の進捗により利便性が増しつつある。

■短期大学所在の市区町村の全体図

本学が所在する大阪府、大阪市、城東区、鶴見区の位置および周辺の位置を図3に示す。

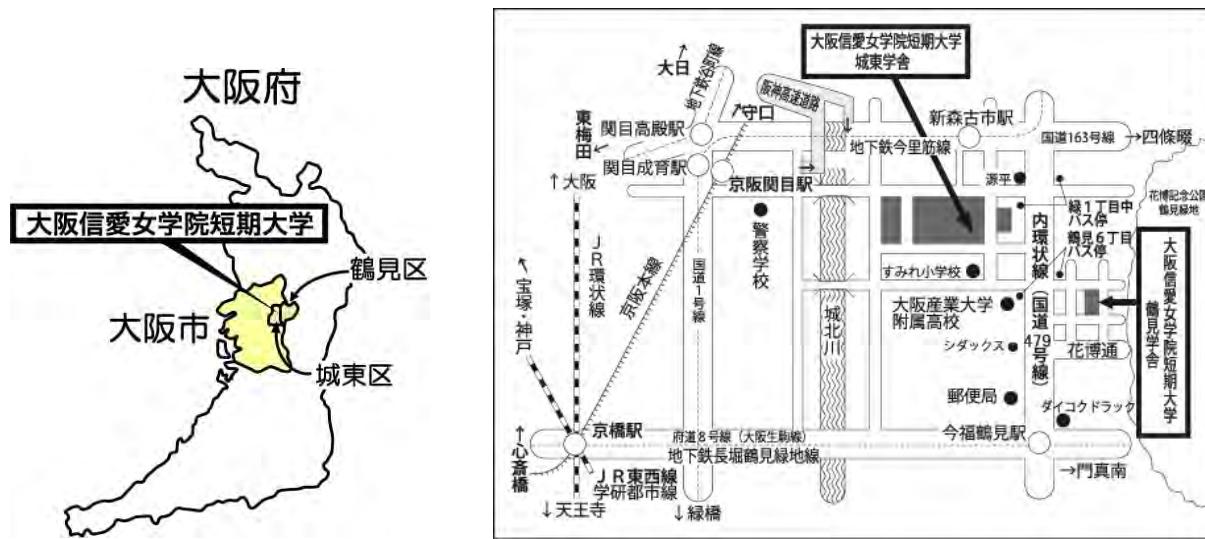


図3 大阪信愛女学院短期大学の位置

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項（向上・充実のための課題）	対策	成果
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援[テーマ A 教育課程]</p> <p>○各学科の「ディプロマポリシー」と卒業要件が混同されている。学位授与、学位授与の方針、卒業要件の考え方を整理していく必要がある。</p>	<p>○指摘を受けたのが平成 27 年 3 月であるので、平成 27 年度中に見直し改定することとする。</p>	
<p>○一部の授業科目において、15 回目に試験が組まれているので、1 単位あたり 15 時間の授業時間を確保する必要がある。</p>	<p>○単位の実質化及び授業時間の厳正確保について、教授会において再確認し、平成 27 年度のシラバス作成段階で、15 回目に試験を行わないことを非常勤教員にも周知徹底した。</p>	<p>○平成 27 年度のシラバスからは、15 回目に試験のみを行う授業科目は皆無となった。</p>
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源]</p> <p>○事務組織については連携体制が整備され、SD 活動は実施されているが、SD に</p>	<p>○学院としての SD に関する規程に該当するものがあるので、それをもとに SD 活動を行ってきたが、今回ご指摘を受けたこともあり短期大</p>	

関する規程等を整備することが望まれる。	学としての SD 規程を平成 27 年度中に作成するべく、検討を進めている。	
<p>[テーマ D 財的資源]</p> <p>○学校法人の帰属収支は過去 3 か年について支出超過であり、短期大学は改善傾向にあるものの、同様に支出超過であるので、経営改善計画に基づく取り組みを着実に実行することが望まれる。</p>	<p>○本学院の経営状況の抜本的な改善に向け、平成 22 年度より継続して中期計画を立案・実行し、平成 27 年度末時点での帰属収支差額の黒字化を目指しているところである。これにより、経営判断指標に基づく経営状態の区分を「A」ランクまで引き上げ、収支バランスが均衡した健全な財政状況を実現するべく取り組みを進めている。カリキュラム・コース設定など教育内容改革の実施、募集・広報体制の充実、継続的な人事制度改革及び、人件費比率の正常化、教育環境の整備など、短期大学はもとより法人全体での総合的な改善計画を着実に実行することにより、経営基盤の安定化を図っている。</p>	

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
○履修系統図、カリキュラムマップ作成	○平成 25 年度にディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを明確化した。平成 26 年度にはそれに基づき、学習内容の順次性と科目間の関連性を学生に明示するため、子ども教育学科では履修系統図、看護学科ではカリキュラムマップを作成した。	○履修ガイダンス時に配布し、ウェブサイト上でも公開している。各学科での学びの体系を総合的に示すことにより、学生の理解を容易に促すことができるようになった。
○ 5 段階評価導入	○これまでの 4 段階評価では「優」の割合が高く、その部分の成績評価を厳格にするために、平成 26 年度入学生から 5 段階評価に改めた。	○前年度までの最高評価「優」の割合が新 5 段階評価の「S」+「A」評価となり、両学科ともほぼ「S」4 割、「A」6 割となった。「優」(80 点以上) の成績の厳格化を目指した改革は成果が得られたといえる。
○GPA 導入	○従来は科目あたりの平均値で学生個人の成績総合評価をしていたが、単位当たりの平均値を出す GPA 制度を導入した。	○5 段階評価と合わせて、GPA も表示することにより、学生一人ひとりが自己の学習成果を認識し易くなり、学習意欲を持続する一助となった。また学生への学習指導や進路指導がより行い易くなった。
○キャップ制導入	○単位修得にかかる学習時間を確保するために、1 年間に履修登録できる単位数の上限を決め、学生便覧にも明記した。	○1 年間の履修上限を 48 単位とし、履修ガイダンス等で周知徹底することにより、単位の実質化についての理解を深めることができた。

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の 名称	事項	24 年度	25 年度	26 年度
子ども教育学科	入学定員 (人)	120	120	120
	入学者数 (人)	83	78	92
	入学定員 充足率 (%)	69.2	65.0	76.7
	収容定員 (人)	240	240	240
	在籍者数 (人)	159	156	168
	収容定員 充足率 (%)	66.3	65	70.0
看護学科	入学定員 (人)	80	80	80
	入学者数 (人)	85	83	83
	入学定員 充足率 (%)	106.3	103.8	103.8
	収容定員 (人)	240	240	240
	在籍者数 (人)	250	269	263
	収容定員 充足率 (%)	104.2	112.1	109.6

② 卒業者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度
子ども教育学科	73	73	69
看護学科	61	82	76

③ 退学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度
子ども教育学科	8	9	3
看護学科	6	7	12

④ 休学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度
子ども教育学科	4	5	6
看護学科	7	7	6

⑤ 就職者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度
子ども教育学科	61	71	56
看護学科	52	66	71

⑥ 進学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度
子ども教育学科	1	0	3
看護学科	1	1	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

平成 26 年 5 月 1 日現在

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基 準で定め る教員数 〔イ〕	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数〔口〕	設置基 準で定 める教 授数	助 手	非 常 勤 教 員	備 考
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計						
子ども教育 学科	10	7	0	1	18	10		3	0	24	
看護学科	7	6	2	6	21	10		3	3	11	
(小計)	17	13	2	7	39	20①		6③	3	35	
[その他の 組織等]											
短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数〔口〕							4②	2④			
(合計)	17	13	2	7	39		24 ①+②	8 ③+④	3	35	

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	10	0	10
技術職員	1	0	1
図書館・学習資源センター等の専門事務 職員	3	0	3
その他の職員	0	1	1
計	14	1	15

③ 校地等 (m²)

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計(m ²)	基準面積(m ²)[注]	在籍学生一人当たりの面積(m ²)	備考(共有の状況等)
		(m ²)	(m ²)	(m ²)				
校舎敷地	8,474	0	9,858	18,332				
運動場用地	0	2,359	9,993	12,352				高等学校・中学校と共用
小計	8,474	2,359	19,851	30,684 [口]		25.4 [イ]		
その他	0	5,115	66,963	72,078				高等学校・中学校・小学校と共に用
合計	8,474	7,474	86,814	102,762				

④ 校舎 (m²)

区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計(m ²)	基準面積(m ²)[注]	備考(共有の状況等)
校舎	11,036	8,916	24,564	44,516	4,650	高等学校・中学校・小学校と共に用

[注] 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
13	22	7	2	0

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
40

(7) 図書・設備

学科・専攻課程	図書 [うち外国書] (冊)	学術雑誌		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
		[うち外国書] (種)	電子ジャーナル[うち外国図書]			
子ども教育学科	56,962[4,384]	51[2]		4,713	1000	100
看護学科	40,378[2,444]	42[0]	0	1,024	3000	200
計	97,340[6,828]	93[2]	0	5,737	4000	300

図書館		面積 (m ²)	閲覧席数	収納可能冊数
	本館	2,568 m ²	257 席	190,000 冊
	鶴見キャンパス	190 m ²	48 席	8,000 冊
	合計	2,758 m ²	305 席	198,000 冊

図書館	面積 (m ²)	閲覧席数	収納可能冊数
	2,758	305	198,000
体育館	面積 (m ²)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	4,556	—	—

(8) 短期大学の情報の公表について

(1) 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関するこ と	
2	教育研究上の基本組織に関するこ と	
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有 する学位及び業績に関するこ と	教育情報については、本学ウェブサイト 上に「教育情報の公表」ページを設け、 左記指定事項に対応させて公表してい る。 (http://www.osaka-shinai.jp/guide/eduinfo.html)
4	入学者に関する受け入れ方針及び入 学者の数、収容定員及び在学する学生 の数、卒業又は修了した者の数並びに 進学者数及び就職者数その他進学及 び就職などの状況に関するこ と	
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに 年間の授業の計画に関するこ と	

6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
7	校地、校舎などの施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	学校法人ウェブサイト上で指定事項に対応させて公表している。 (http://www.osaka-shinai.ac.jp/finance/) 本学図書館にて開架された資料として閲覧を可能としている。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■基準 I -A 建学の精神

■基準 I -A-1 建学の精神が確立している

(a) 現状

本学の建学の精神は、「カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きること」であり、建学の精神に基づき「一つの心、一つの魂」を学院標語とし、冊子『信愛教育』に教育実践の具体的な内容として「信愛教育5つの柱」を掲げ、信愛教育の根幹としている。「信愛教育5つの柱」は以下のとおりである。

- 1) キリストの教えに根ざした教育
- 2) 一人ひとりを大切にする教育
- 3) 能力の開発を目指す教育
- 4) 自己形成を促す教育
- 5) 社会貢献への態度を形成する教育

建学の精神は、大阪信愛女学院短期大学の教育理念を明確に表したものであり、大阪信愛女学院が教育事業を展開してきた長年の歴史の中で確固たるものとして今日に至り、確立したものである。

建学の精神、学院標語、「信愛教育5つの柱」は、学生便覧に明記し、またウェブサイトや大学案内、看護学科実習要綱などにも示し、学内外に表明している。

建学の精神は、設立母体である「ショファイユの幼きイエズス修道会」の精神に基づくもので、本学院の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学のすべてに共通である。

本学院の前身は、神戸、大阪における社会事業にその端を発している。フランスに本部を置く「ショファイユの幼きイエズス修道会」(恵まれない子どもたちへの奉仕を使命とし、1859年フランスにおいて設立されたカトリック修道会)から派遣された4名の修道女により明治10(1877)年に神戸に孤児養育施設(神戸センタンファンス)が、次いで明治12(1879)年に大阪に同施設(大阪センタンファンス)が開設され、社会福祉事業が始められた。

大阪信愛女学院は、明治17(1884)年これら修道女によりさらに教育事業として開設された「信愛女学校」に始まる。明治41(1908)年に大阪信愛高等女学校設立が認可され、戦後の学制改革で、大阪信愛女学院高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが設置され、昭和34(1959)年に短期大学が開学された。

大阪信愛女学院の教育は創設以来一貫してカトリック精神に基づく人間教育を根幹に“一つの心、一つの魂”をスクールモットーにして、一人ひとりを大切にする教育の実践がなされてきた。短期大学においても教育の精神は変わることなく、今日に至っている。平成26年で教育事業創設130周年、短期大学も開設55周年を迎えた。

社会奉仕の精神は連綿と受け継がれており、幼きイエズス修道会日本管区の活動は、現在、教育事業としては短期大学3校、高等学校4校、中学校4校、小学校1校、幼稚園12園など多岐にわたる。また、社会福祉事業として社会福祉施設5箇所、病院1

箇所(社会福祉法人)などを設置している。

また、フランス、日本、カナダ、ドミニカ、チャド(アフリカ)、カンボジアなどにおいて社会福祉活動の世界的な展開がなされており、これに参加して社会福祉活動を行っている本学の卒業生もいる。

本短期大学は、教育基本法及び学校教育法の下にカトリック精神に従って豊かな心を養うとともに事物を正しく判断し、行動して、進んで社会に貢献できる女性を育成することを目的とし、現在、子ども教育学科及び看護学科の2学科を設置している。

子ども教育学科は、昭和31(1956)年に開所した幼稚園教員養成所を基に、昭和34(1959)年に開学した短期大学に設置された保育科をその前身としている。その後、初等教育学科に改組、さらに平成24(2012)年子ども教育学科に名称変更した。また、平成13(2001)年には保育士養成校として認可された。子ども教育学科は、幼稚園教諭二種、小学校教諭二種免許状、並びに保育士資格を取得し、国際的な教養と豊かな人間性を備え、教育・保育を通して社会に貢献できる女性の育成を目的としている。

看護学科は、建学の精神に基づく人間環境学科で培われた人材育成方法や地域貢献などを引き継ぎ、平成21(2009)年に開設された。開設にあたり、すべての臨地実習が本学の近辺にある病院や各種施設において行えるという恵まれた実習環境が実現できた。これは、本学の長年にわたる建学の精神に基づく教育実践と地域貢献の歴史に対する支援の結果であると考えている。特に学生全員が、地域の中核となる大学病院や市民病院など公的な大病院で実習を行える体制は高く評価されている。

建学の精神及び建学の精神に基づく「信愛教育5つの柱」は、学則・学生便覧・大学案内・ウェブサイト・看護学実習要綱などで、明確に学内外に表明している。それは、一人ひとりが神から与えられている能力を十分に開発し、人びとを愛し、人に仕えながら、自己教育を続けていくよう学生を導くことである。そして学生一人ひとりが主体性を確立し、自己形成を図るように促し、また各自がその可能性を最大限に伸ばし、女性としての豊かな心をもって、よりよい社会の建設に貢献できる人間を育成することを目標とする。

建学の精神は、学内において共有している。建学の精神に基づく教育を推進するために、「キリスト教と人間」「現代とキリスト教」「現代と女性」を開講している。「現代と女性」は建学の精神に基づく総合教育科目として開講するもので、様々なプログラムで構成している。また、入学式・卒業式の儀式・フレッシュマンキャンプなどの行事を実施し、建学の精神の浸透に努めている。これら行事は、カトリック教育部が中心となり、学生部・教務部及び「現代と女性」委員会との連携・協力のもとに、年間プログラムを立案・計画している。

教職員に対しては、年度始めの学院総合連絡会における研修会、短期大学教職員の研修会、『大阪信愛だより』、『短大新聞』、冊子『信愛教育』の配付などを通じて周知し、共有を図っている。

学生募集においてもウェブサイト及び大学案内、大阪信愛だより、短大新聞などにおける広報を通して学内外に建学の精神を表明している。オープンキャンパスにおいて参加した生徒や保護者などに広く本学の精神を伝え、キリストとの出会い、祈りの必要性を語っている。

また、「建学の精神」の自己啓発を促す目的で、学生自身の計画に基づいて学生会の中に大阪信愛委員会「Osaka Shin-Ai Committee（略称O S A C 委員会）」が組織され、学生が主体となり自主的に運営している。

国内外の災害被災者への募金活動には、教職員とともに全学生が参加している。特にクリスマスの時期には、家族や家を失ったさまざまな人びとへの愛の奉仕活動に力を入れている。

建学の精神の共有のため、各講義室、廊下のコーナー、踊り場などにマリア像や聖画入り額を掲げ、視覚的に意識付けている。臨地実習事前学習、学内実習、各行事のオリエンテーションなど、学生が一同に会する際には教員もともに参加して聖歌を斎唱し祈っている。

看護学科においては3回生で戴帽式を挙行している。臨地実習の本格的な開始にあたって、学生自身が練り上げた誓いの言葉を全員で斎唱し、キャンドルサービスや聖書朗読などを通して建学の精神への理解を深め、信愛精神を体得した看護師の育成を目指している。国家試験受験の直前には「ことばの祭儀」を挙行し、日々の学びをさらに充実させ、社会のために役立つ人材として成長するよう自覚を高めている。

建学の精神を定期的に確認している。教職員の各会議の開始及び終了時には祈り、その都度、建学の精神を再認識している。また、教職員対象に信愛教育研修会を実施して、建学の精神の具現化の方法、また学生たちのあるべき姿についてなど、その時々に相応しいテーマを設け、聖職者から講義を受け、それをもとにして話し合いを行っている。

学生に対する建学の精神の浸透に関する定期的な確認の手段は、個々の授業科目における「学生による授業評価」において、建学の精神に関する質問項目2項目を設定して確認している。

[1]この授業は本学の建学の精神ならびに教育方針への理解を深めるものでしたか。

[2]担当の教師から本学の建学の精神を感じることができましたか。

回答は、5段階の選択肢を設け（5：そう思う 4：どちらかといえば、そう思う 3：どちらともいえない 2：どちらかといえば、そうは思わない 1：そうは思わない）、選択する形式で行っている。

平成25年度と平成26年度の調査結果では、両年度いずれの項目も、子ども教育学科では3.8、看護学科では3.8であった。

同様の調査は、「現代と女性Ⅰ・Ⅱ」でも行っている。この授業科目は、建学の精神の浸透に大きく関わるものであるから、その分析・確認は重要である。

内容は以下の通りである。

- ① 本学の建学の精神ならびに教育方針への理解を深めるものでしたか。
- ② 聖歌を歌うということは祈りに通じると感じましたか。
- ③ あなたにとって興味や関心をもつことのできる授業であったと思いますか。
- ④ 講座ごとに教育意図（目標）が明確であったと思いますか。
- ⑤ 自分の進む道に役立つ講座でしたか。
- ⑥ ボランティア活動を理解し、関心が高まりましたか。
- ⑦ 生き方について参考になったことはありましたか。

アンケート調査は最終授業時に全学生を対象にグループ毎に実施されており、先の質問同様 5 段階評価で実施している。

質問 1 「本学の建学の精神ならびに教育方針への理解を深めるものでしたか」については、平成 25 年度と平成 26 年度で子ども教育学科 1 回生 3.9→3.7、同 2 回生 3.7→4.0、看護学科 1 回生 3.7→3.8、同 2 回生 3.3→3.7 であった。看護学科は子ども教育学科に比べ低い傾向があったが、平成 25 年度から平成 26 年度へ評価は上昇していた。

全項目平均において、平成 25 年度と平成 26 年度で子ども教育学科 1 回生 3.9→3.5、同 2 回生 3.5→3.8、看護学科 1 回生 3.5→3.8、同 2 回生 3.2→3.6 であった。子ども教育学科 1 回生を除き、両学科とも平成 25 年度から平成 26 年度で上昇している。両学科とも 2 回生が低い結果であった。また、看護学科は子ども教育学科に比べ低い結果であったが、評価が高まる傾向を示している。

建学の精神については、教授会、学科会議、各種委員会などにおいて、常に確認し、先に示したように、学生による授業評価をはじめ、現状を分析し、どのように学生に伝わり、どのように学生教育に活かされているのか、不十分な点がないかなど、点検を行っている。

授業改善へ向けて教員意識調査を行ったが、全員が建学の精神について意識して授業を計画し、約 60% がより意識しているとのことであった。

(b) 課題

本学は、一貫してキリスト教的人間観に基づき、学生の心を育てる教育を基盤としてきた。これには、こころを育てるために準備される授業科目とともに、全教職員の人間としての全人格的陶冶に負うところが大きい。換言すれば、学生の人間形成は、日常の授業を含むあらゆる学生生活の局面において対応する教職員一人ひとりの全人格が大きく影響を与える。このことを考えたとき、教員の学問的業績の重要性は論を待たないが、教員その人の人格も学生教育の主要かつ重大な要素となると考えている。

学生へのこころの教育は、教養教育及び専門教育を通して基盤となるもので、教員採用時の人格の鑑別と入職後の定期的な教職員教育の重要性は本学の基幹をなすものの一つと考えている。本学ではこの対応を怠ることなく実施し、教職員間での建学の精神の共有と教育力向上を目指している。

教職員の建学の精神に対する理解をさらに深めるために、教職員を対象とした信愛教育研修会開催回数を増やすとともに内容を充実させる。看護学科の新任教員への建学の精神の一層の浸透が課題である。看護学科は、新設された学科であり教員も新任者が多く、本学の建学の精神や教育方針を理解し、日常の教育に活かせるよう更なる工夫が必要である。そのためすでに平成 23 年度より「看護学科建学の精神研修会」を実施し、これによりある程度理解は深まり、共有化しつつあるがさらに内容の充実が必要である。授業改善へ向けて教員意識調査を行ったが、全員が建学の精神について意識して授業を計画し、約 60% がより意識しているとのことであったが、今後はその内容について意見交換し、充実を図る必要がある。

教育者や保育者として子どもの成長に携わる「子ども教育学科」の学生、そして病

に苦しむ人の看護に従事する「看護学科」の学生が歩もうとする道程において、未来に希望を持つ子どもたちや病気で苦しむ人々を精神的に支える心を学生自らの内に育むことが大切であることは当然のことである。

本学の建学の精神に基づき、そのような心をもつ教育者、保育者あるいは看護師を育成するのが各学科の目的であり、その一部を担うのが「現代と女性」である。「現代と女性」の授業評価を高めるためには、各学科の特色を活かしたプログラムをさらに検討し改善する必要がある。学生による授業評価では子ども教育学科に比べると看護学科の学生の意識が低い結果が示されているが、建学の精神をより身近に感じられる内容が必要と考える。これまで専門看護師や認定看護師講演会では、主に実習病院に依頼してきたが、平成26年度はキリスト教系病院に専門看護師講演会の講師を依頼し、著名なキリスト教系病院である淀川キリスト教病院（大阪市東淀川区）より講師派遣いただいた。これを機会に実践教育についての連携を進める予定である。

建学の精神についての基本的理解を深めるために、入学時のオリエンテーションだけでなく、年度や学期のはじめに、建学の精神に関わる学科長講話など特に建学の精神に基づくプログラムを充実させ、その中で建学の精神及び建学の精神に基づく教育の意味を具体的にわかりやすく示す必要性があると考える。

建学の精神が学生、教職員にどの程度理解され、浸透しているか、現在の学生による授業評価では、十分な状況を把握できるとはいえないでの、建学の精神の理解や浸透を確認するために新しい評価法の検討が必要である。

■基準 I -B 教育の効果

■基準 I -B-1 教育目的・目標が確立している

(a) 現状

本学は、「カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きること」を建学の精神とし、「一つの心、一つの魂」を学院標語とし、教育実践の具体的な内容として「信愛教育 5つの柱」を掲げ、信愛教育の根幹としている。また、建学の精神及び建学の精神に基づく教育を柱に本学の目的、子ども教育学科及び看護学科の目的を立てている。

子ども教育学科においては、建学の精神に則り、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身につけた、心豊かな保育者・教育者、看護学科においては、建学の精神に則り、幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護が提供出来る看護師を育成することを目的としている。

建学の精神に基づく子ども教育学科、看護学科の目的は確立されたものであり、この目的に従って教育実践を行っている。教育実践による学習成果は、それぞれの学科の目的を達成することによって得られるものであり、明確にされている。

学科の目的、学習の成果は、学則に明記され、学生便覧、大学案内、ウェブサイト、看護学科実習要綱などを通じて公表し、オープンキャンパス、高校訪問、出前授業、進学ガイダンスなどで明確な説明を行っている。学生には、入学後にオリエンテーションガイダンスにおいて、建学の精神に基づく教育の目的・目標について、学科長などから説明を行い、また、「現代と女性」や入学後間もないフレッシュマンキャンプなどにおいて、意識を高めるためのプログラムを実施している。

新学期が始まるにあたり、教育目的・目標に沿った教育実践がなされているかどうか自己点検・評価を行い、新年度をスタートさせている。また、課題が生じたときには適宜、当該年度または次年度の教育改革、教育実践に活かせるように検討し、改善策を立てている。

平成 25 年度に短期大学のディプロマポリシー、学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを定め、平成 26 年度に履修系統図、カリキュラムマップを作成し、学科の目的達成のための授業科目の位置づけを明確に示すことができた。

(b) 課題

建学の精神に基づく両学科の目的は確立しているが、目的達成のための教育については、毎年点検・評価し、改善していく必要がある。子ども教育学科が目的とする保育者・教育者、看護学科が目的とする看護師について、どのような人物像を目標としているのか、そのためにどのような教育を行っているのか、学生にわかりやすく説明し、学生が目標を明確にして学習に取り組めることが重要である。

上述の短期大学のディプロマポリシー、学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、履修系統図、カリキュラムマップについては、学生への理解を深めるため、さらにより具体的に活用の方法を考えていく必要がある。

引き続き、学科長講話などにおいて、建学の精神と学科の教育、その目標についてわかりやすく話していくことが挙げられる。

■基準 I -B-2 学習成果を定めている

(a) 現状

子ども教育学科及び看護学科の学習成果は、共に学科の目的において建学の精神に基づくものとして明確に示されている。個々の授業科目の学習成果については、それぞれの授業科目の特性に応じて学習成果が定められ、シラバスに記載されている。

学習の成果は、学習の成果は、<秀（90点以上）・優（80点以上90点未満）・良（70点以上80点未満）・可（60点以上70点未満）・不可（60点未満）>の5段階に分けて評価し、単位を与えている。評価の方法としては、最終試験だけではなく、平常の学習状況、小テスト、レポートなどを総合して行うことを、シラバスに明記している。

平成26年度に、4段階から5段階評価に改善し、よりきめ細やかに学生の学習を評価し、成績評価がより正確に示せるようになった。また、平成26年度に従来の成績総合評価を発展させG P A制度を導入し、優秀学生の表彰や学習不良の学生の指導に用いている。

学習の成果は、学生便覧、シラバス、ウェブサイト、看護学科実習要綱などを通じて学内外に公表している。

<子ども教育学科>

建学の精神に基づく子ども教育学科の学習成果は、将来、教育・保育を通して社会に貢献できる女性に育つことである。児童期・乳幼児期の教育・保育の重要性を認識するとともに、現代社会で求められる国際的な教養、豊かな人間性を備えた女性となることとしており、学生便覧その他ウェブサイトなどに明記されている。また、学習成果の判断基準となる就職状況、資格、免許の取得状況、実習園、就職先の評価などに関しては、小規模校の特性を活かし、各担当部署から学科会議において全教員に逐次報告がなされるとともに、問題点に関して共通理解がなされている。各授業科目の学習成果については、シラバスに授業の目的・到達目標・成績評価法などが明記されている。学習成果の公表については、演奏会・表現フェスタ、楓祭(短大祭)などで発表されており、外部にも公開されている。

<看護学科>

看護学科の学習成果は、建学の精神に基づく教育において、幅広い教養と豊かな人間性を備え患者の視点に立った看護を提供できる看護師に育つことであり、学科の目的に明確に示されている。学科の目的に従い、カリキュラムポリシーを定め、それらに基づいて、カリキュラムを構成し、それぞれの授業科目の特性に応じて学習成果を定め、シラバスに記載している。学習の成果は、前述の通り<秀・優・良・可・不可>の5段階に分けて評価し、評価の方法としては、最終試験だけでなく、平常の学習状況、小テスト、レポートなどを総合して行うことを、シラバスに明記している。一般に講義科目では、最終試験70点、授業中の学習状況・課題学習30点とし、演習や実習の授業科目では、科目の特性にあわせて設定している。5段階評価を行う上で、明確な評価をするためには、質的・量的な指標に基づくことが望まれる。すなわち、

評価項目を細かく定め、それらを点数化することにより、より適切な評価がなされると考えられ、演習科目や実習科目などでは、そのような評価がなされている。学習成果の公表の機会としては、看護研究発表会、基礎看護学実習Ⅰ及びⅡにおける発表会、戴帽式があり、外部にも公開している。学習成果が反映される資格取得および就職、就職先の評価などに関しては、各担当部署からの報告も含め学科会議において全教員に報告がなされ、教育改善に活かしている。

(b) 課題

学習成果は「学科の目的」に示し、各授業科目についてはシラバスに定めている。より具体的には、担当教員が詳細を学生に示し、最終評価することになっている。しかし、学生がどこまで学習の成果を上げ、足りない部分は何かなど明確に把握できるようにするためには、今後、学習成果をより具体的に表し、その評価についてもより具体的に示す必要がある。演習科目や実習科目の多くは、学習の成果としての達成目標を具体的に設定し、評価を質的・量的に明確に示すことができるようになっているが、講義科目についても改善していく予定である。

学習の評価は、平成26年度より5段階評価<秀(90点以上) 優(80点以上90点未満)・良(70点以上80点未満)・可(60点以上70点未満)・不可(60点未満)>にしたが、さらに基本的には100点満点で評価することを検討中である。

■基準I-B-3 教育の質を保証している

(a) 現状

国や社会から「高等教育の質の保証」が問われる中、教育課程に基づいた総合的な教育取り組みを通じて他大学と異なる特徴をだし、本学の教育の保証をしている。教育の質の保証の基本方針は、卒業後のキャリアに直結する「幼児基礎教育力・基礎看護力」と「基礎的人間力」の養成である。

また、近年における短大教育の狙いは、ファーストステージにおける学びを通して、卒業後のキャリアを自ら切り拓くことができる能力を学生に身につけさせるところにある。

本学では以前より社会人学生を積極的に受け入れている。これは地域の高等教育機関の責務であるとともに、社会人学生の社会的経験と社会人としての良識を社会経験のない学生たちに良い影響を与え「基礎的人間力」を育てる一助とする目的としたものである。

全国的な短期大学の教育情勢に鑑み、平成20(2008)年度には人間環境学科の募集を停止、平成22(2010)年に同学科を廃止した。これと併行して人間環境学科を改組転換して看護学科を設置した。

また、平成24(2012)年度に初等教育学科名を子ども教育学科に名称変更し、それに合わせてカリキュラムの発展的改革として、保育・教育現場と関係の深い、音楽、図画工作、体育の3授業科目の連携を含む教育内容の強化をはじめとする教育課程の一新を図った。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に

努めている。看護学科の教育内容は、学校教育法、短期大学設置基準等に加え、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条三項に定める教育内容を満たしたものとして定められ、学科設置時に認められたものである。

平成 23 年 4 月 1 日の短期大学設置基準の改正で職業指導を教育活動に位置づけることが明文化されたことを受け、それまでも全学生対象に行ってきた就職指導を「キャリアガイダンス」(1 単位) という科目として両学科に設置した。平成 23 年 4 月 1 日より保育士養成課程が改正されることに伴い、初等教育学科（現、子ども教育学科）において科目や内容について検討を重ねた結果、19 科目を新設し 3 科目削除、3 科目について単位数を増減するなど対応した。また、社会人の受け入れを促進するという文部科学省の方針を受け、これまでも入試における試験科目の配慮や経済的負担の軽減を図ってきたが、平成 23 年度から学則において社会人特別選考における「社会人」の定義を明確にし、奨学金制度を明文化した。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。すべての授業科目について、子ども教育学科及び看護学科においては最終授業に学生による授業評価を受けている。学生による評価だけでなく、平成 18 年度から実施している教員による授業参観・授業評価を平成 25 年度から義務化し、それに基づいて毎期授業改善についての計画書を作成し、次期の授業に活かしている。学生に関しては、子ども教育学科においては平成 22 年度より、入学時から学生個人の履修カルテを作成させ、各授業科目の到達目標が達成できたかどうか各自確認し、それを基にその後の学習成果を高めていけるような体制をとっている。

教育の向上・充実のための P D C A (PLAN・DO・CHECK・ACTION) サイクルを有している。教育力を向上させ、学生の「短期大学士力」を保証するために、教育の質保証に向けた取り組みを全学的かつ組織的に実践し、教育内容の改善と充実を図っている。教育の質保証マネジメント（P D C A）は次の通りである。

- (ア) PLAN(計画) 「教育目標」「カリキュラムの編成」「教員の配置」「シラバス」「教育情報の公開」など
- (イ) DO(実行) 「授業」「臨地実習」「初年次教育」「キャリア支援」「情報通信技術の導入」「海外研修（カナダ・カンボジア）」など
- (ウ) CHECK(検証) 「学生による授業評価」「学習成果の分析」「進路調査」「入学時期待度・卒業時満足度調査」「授業改善に関わる教員意識調査」「自己点検・評価」など
- (エ) ACTION(改善) 「教授会」「点検評価委員会」「F D 委員会」「学科会議」「教務委員会」「カリキュラム委員会」「実習委員会」「各種委員会」など

上記について、教授会の議を経て推進している。巨視的・微視的に見て、大きなサイクルでは、子ども教育学科と看護学科を擁した短大であるので、P（計画）は学則の「目的」に掲げられているとおり本学における教育計画は明確である。D（実施・実行）については、教育目的に添って教育課程が組まれ日々授業を行い、学生指導・

教育を行っている。C（点検・評価）については、点検評価委員会・FD委員会を中心継続して行い、A（処置・改善）については、C（点検・評価）において浮かび上がってきた問題点を各部署、各委員会に下ろして継続して行っている。小さいサイクルとしては、4部署、9委員会、看護学科においてはそれに加えて6委員会、子ども教育学科においても2委員会が適宜会議を行い教育の向上・充実のための計画（P）を立て、学科会議などに提案し各教員への意思徹底を図って実施・実行（D）し、再び各部署や学科会議などで点検・評価（C）を行って処置・改善（A）を行っている。「授業及びその改善に関する教員意識調査」においては、P D C Aサイクルに基づく改善について96%が行い、54%がより重視していた。

以上のように、本学は小規模短期大学であるので意思徹底が容易であり、動きが速いので、P D C Aサイクルが有効に機能しているといえる。

教員については、「授業及びその改善に関する教員意識調査」を行い、授業への取り組み意識を調査した。この調査は、現状の確認だけでなく、教員への授業改善への意識を高める効果もあると考える。

以下、両学科において、教育の質がどの程度保証されているのかを検討するまでの現状を見る。

<子ども教育学科>

建学の精神を身につけるための本学独自の科目としての「現代と女性」について学生による授業評価項目で「この授業は本学の建学の精神ならびに教育方針への理解を深めたものでしたか」という質問に対する回答は、5段階評価の平均は、平成25年度1回生3.9・2回生3.7、平成26年度1回生3.7・2回生4.0で、比較的高い評価を得ている。

授業科目の成績評価について、平成25年度は「優」の割合は、基礎科目55.5%、専門科目46.9%、教職科目47.8%であった。平成26年度入学生から5段階評価を導入し、「S」+「A」の割合は、基礎科目55.5%、専門科目44.0%、教職科目47.7%であった。この評価は、まじめに取り組む学生が多いことを表している。

学生による授業評価については、年度ごとの傾向はあるが大きな変動はない。

学生の期待度・満足度調査については、平成23年度入学生について、入学時の期待度調査、卒業時の満足度調査結果から、施設面については、食堂・コンピュータ室などの満足度は低く、図書館については高かった。資格取得や就職・授業内容についての満足度は高かった。

資格取得については、平成26年度の卒業生69名中資格の取得率は、保育士資格87%、幼稚園教諭二種免許状88%、小学校教諭二種免許状23%、こども音楽療育士資格28%など、その他も含め複数の免許を取得して卒業している。

就職率は、幼稚園・保育所を中心に100%であった。

<看護学科>

建学の精神の浸透と教育実践効果について、すでに示したように、授業評価からみると、「現代と女性」については、平成26年度は平成25年度に比べ大きく評価が高く

なっている。教員授業意識調査では、全員が建学の精神を踏まえて授業を行い、より建学の精神を意識して授業を行っている教員は約 60%であった。

授業科目の成績評価については、平成 25 年度は総合教育科目では、優（48.7%）、良（28.3%）、可（19.9%）、不可（3.2%）、専門教育科目では、優（36.0%）、良（30.5%）、可（30.0%）、不可（3.5%）であった。5 段階評価を導入した平成 26 年度入学生は総合教育科目では、S（15.6%）、A（28.6%）、B（30.4%）、C（17.8%）、不合格（7.2%）、専門教育科目では、S（12.8%）、A（23.6%）、B（21.3%）、C（21.4%）、不合格（20.9%）であった。

学生による授業評価について、13 項目の内、授業への関心、授業の理解、授業に関する 11 項目の平均、建学の精神に関わる項目、授業満足度についてみたところ、全授業科目の平均が平成 25 年度 3.8 から平成 26 年度 3.9 と評価が上昇している。

学生による期待度調査・満足度調査については、平成 23 年度入学生に入学時に期待度調査を行い、平成 26 年 3 月卒業時に満足度調査を行った。施設・設備面では、図書館や実習室・演習室・コンピュータ設備などへの満足度は高く、食堂やラウンジ・キャンパスについては低かった。資格取得や就職についても満足度が高かったが、校風や授業については低かった。友人関係への満足度は高く、グループ担任制や教員との人間関係にも約半数が満足していた。

資格取得について、卒業生全員が看護師国家試験受験資格を得て、看護師国家試験を受験している。合格率は、平成 23 年度 32 名卒業・受験し、26 名が合格、平成 24 年度は 61 名が受験し、51 名が合格、平成 25 年度は 82 名が受験し、62 名が合格した。

平成 26 年度は、76 名中 70 名が合格し、平成 25 年度の非常に低い合格率を改善しただけでなく、学科開設以来最も高い合格率にすることができた。この 1 年間、前年度の合格率の低さの原因を分析し、改善に取り組んだ結果であった。

就職は、卒業生ほぼ全員が病院に内定し、そのほとんどが病床数 200 以上の大病院で、大学病院、地方自治体の病院、財団系などの公的病院が大多数である。

(b) 課題

関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めていくという点については、平成 11 年設置基準改正に盛り込まれた「履修科目登録単位数の上限設定」について、本学においても規定する方向で検討する必要がある。また、平成 20 年の学校教育法施行規則の一部改正に盛り込まれた「履修証明制度」についても、社会的ニーズに応えるべく検討を重ねていくことが必要であると考える。平成 25 年 3 月 29 日公布の短期大学設置基準一部変更「授業期間の弾力化」については、これまでも一部集中授業という形で対応してきたが、より多様な授業期間を設定する方が教育効果が上がるかどうか、継続審議が必要である。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法についての課題は、授業評価をする時期が同時であるので、学生は毎時間同じようなアンケートに答えることになり集中力が欠ける場合もある。より正確な査定を行うためには工夫が必要であると考える。学生の履修カルテについても各授業科目について細かい自己評価を求めるので、一定時間では困難な面もある。

教育の質の保証については、各教員が主体的に点検し改善を行ってきたが、大学として、学科として具体的な項目を挙げ、改善していくことが望ましい。授業及びその改善を行うにあたっては、教員意識調査から明らかのように基本的にはP D C Aサイクルに基づいてなされていると考えているが、具体的にどのようにしているのかを、それがよい方法なのかどうかなど、研修会を開催するなどして、教員全体で共有し、改善していく必要がある。

看護学科では、卒業時に看護師国家試験を受験するが、この結果が質の保証の重要要因となる。平成26年度は92%と学科開設以来最も高い合格率に達したが、さらに合格率100%を目指し改善を続ける。

子ども教育・看護教育においては、単に各専門領域の能力を向上させるだけでなく、卒業後のキャリア接続に特化した教育の強化が一層必要である。そのためには、定期的・恒常的な卒後教育が必須である。信愛幼児造形研修会、園芸療法士の会などを実施しているが、今後これらを一層強化する。

■基準 I -C 自己点検・評価

■基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している

(a) 現状

自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。本学では、自己点検・評価のための規程「自己点検評価規程」を設け、自己点検・評価のための組織として「自己点検評価委員会」を設置している。年度の初めに自己点検評価委員会が自己点検評価についての方針を出し、教職員が積極的に自己点検評価を行うことを促している。

自己点検評価委員会は、子ども教育学科長、看護学科長、教務部長を含めた委員で構成され、学務分掌において明示されている。自己点検評価委員会が自己点検・評価の担当項目を決め、主担者を決めている。評価の結果は、全員に周知され各学科、各部署においてその結果を活かすべく、会議を開き問題点、課題の解決に努力している。自己点検・評価の結果は、毎年まとめ、自己点検・評価報告書として出版・公開している。まとめるにあたっては、全教職員が関わり、自己点検・評価委員会で完成させている。報告書の出版は、原則として毎年行うことにしており、2年間をまとめて出版することもある。

平成 18 年度の自己点検・評価について、平成 19 年度に短期大学基準協会による第三者評価を受け、「適格」と判定された。しかし、その中で評価委員からの提言として何点かの改善を要する指摘を受けた。そこで、平成 19 年及び平成 20 年度はその指摘に対して、点検評価委員会及び F D 委員会が中心になり、先に示したように、両学科共通科目の導入、セメスター制の導入、学生サービス・施設設備の充実度、事務職員のサービスなどについての満足度調査の実施、鶴見学舎における昼食などのサービスの実施、初等教育学科の学科名の検討など、その内容の分析及び改善策を立て、改善をはかった。その結果を中心に点検評価報告書を作成し、平成 21 年度に公開した。その後も、両委員会が中心に、毎年、課題を掲げ、改善目標を立て、より良い教育実現へ向け改善を図ってきた。具体的には以下の点があげられる。授業評価中間評価の導入（平成 21 年度）、アドミッションポリシーの制定（平成 21 年度）、教員による授業参観・授業評価の導入（平成 22 年度）、学生による授業評価の内容検討（平成 23 年度）、入学生期待度調査の実施（平成 23 年度）、「初等教育学科」の学科名を「子ども教育学科」に変更（平成 24 年度）、鶴見学舎に壳店開設（平成 24 年度）、卒業生満足度調査の実施（平成 24 年度）、研究日申請様式の変更（平成 25 年度）、本学の目的の文言整備（平成 25 年度）、ディプロマポリシーの制定（平成 25 年度）、カリキュラムポリシーの制定（平成 25 年度）、授業科目のナンバリング（平成 25 年度）、教員による授業参観・授業評価（平成 25 年度）、学生生活調査の実施（平成 25 年度）、教員情報の公開（平成 25 年度、ウェブサイト）、教育情報の公開（平成 25 年、ウェブサイト）、履修系統図・カリキュラムマップ作成（平成 26 年度）、5 段階成績評価（平成 26 年度）、G P A 導入（平成 26 年度）、キャップ制導入（平成 26 年度）。このように、組織が機能し、課題に対し、一歩一歩であるが着実に改善は進んでいる。

(b) 課題

本学では、自己点検・評価は地道に行っているが、さらに、自己点検評価を単なる現状の改善から積極的な改革へと発展させていくためには、新しい工夫も必要であり、たとえば毎年テーマを決めて取り組むことが考えられる。

また、より良い改善へ向け、できるだけ現状を数量的に分析し、現状評価できるようなアンケート調査を行うことも必要である。

◇ 基準 I についての特記事項

特になし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■基準Ⅱ-A 教育課程

■基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している

(a) 現状

本学の学位授与の方針は、下記の通り、学則及び本学のディプロマポリシーに基づき定めた各学科のディプロマポリシーに基づくもので、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示し、学習の成果に対応したものである。それらは、学生便覧、ウェブサイト上などで学内外に表明している。子ども教育学科と看護学科という目的の明確な学科であり、また看護学科は設置認可が認められて平成21年度に開設しているので、社会的に通用性があるものとして認められた学科である。

各学科の学位授与の方針については定期的に検討を行い、平成25年度新たにディプロマポリシーを明文化し、平成26年度には学生便覧にも記載した。

○大阪信愛女学院短期大学ディプロマポリシー

本学の目的および各学科の教育目的に沿って設定した授業科目を履修するにあたって、基準となる単位数を修得することを学位（短期大学士）授与の要件とする。授与された学位は、建学の精神に基づき、豊かな心並びに各学科における専門性を備え、物事を正しく判断して行動し、すすんで社会に貢献できる有為な女性として養成されたものであることを証明するものである。

○子ども教育学科ディプロマポリシー

学生の修得した能力や知識が、子ども教育学科の教育目的に照らして、以下の基準を満たすことを、卒業および学位「短期大学士（初等教育）」授与のための要件とする。

- ・入学後2年以上在学すること。
- ・卒業に必要な所定の単位を修得すること。

○看護学科ディプロマポリシー

学生の修得した能力や知識が、看護学科の教育目的に照らして、以下の基準を満たすことを、卒業および学位「短期大学士（看護）」取得のための要件とする。

- ・入学後3年以上在学すること。
- ・卒業に必要な所定の単位を修得すること。

(b) 課題

学科の学位授与の方針については、平成26年に受けた第三者評価において「各学科の『ディプロマポリシー』と卒業要件が混同されている。学位授与、学位授与の方針、卒業要件の考え方を整理していく必要がある。」との指摘を受けたので、カリキュラムポリシーとの関係も踏まえ平成27年度中に検討を重ね改めることとする。

■基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している

(a) 現状

学科の教育課程は、学位授与の方針に基づくもので、さらに学位授与の方針に基づき定めた各学科のカリキュラムポリシーに基づいて体系的に編成している。

両学科ともに教養教育科目系と専門教育科目系が明確に区分されており、専門教育科目系においては各学科とも各免許・資格取得に向けて各法で規定されている科目を設置しているので、学習成果に対応した分かりやすい授業科目を編成できている。子ども教育学科の基礎科目、看護学科の総合教育科目においては、建学の精神に関わる科目をはじめ、豊かな人間性と幅広い教養を身につける科目、基礎的な学習力を身につける科目、専門への基礎となる科目、人権に関わる科目、学生の興味・関心やその後の人生に資するような授業科目を編成している。また、専門教育科目においては入学時から各期で基礎からより専門性の高い内容へと無理なく移行していく様な編成を行っている。

分かりやすい授業科目を編成しているかについては、教育課程編成の指針に従い、授業科目名、その目的及び内容から、どのようなことを学ぶ授業科目か明瞭に理解できるように設定している。

成績評価は従来4段階評価であったが、平成26年度より100点法による5段階評価で、S(90点から100点)、A(80点から89点)、B(70点～79点)、C(60点～69点)を合格、60点未満をFとし、不合格としている。このことは学生便覧に明記している。Fの場合は教授会の議を経て再試験を行うなどの措置を講じ、各教員においてその基準は厳格に守られ、教育の質を保証している。

シラバスには平成22年度より「準備学習」の項目も加え、必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）のすべてが明示されている。また、記載内容が適切かどうかについて、学科長、教務部課長などの第三者が点検を行っている。また、平成26年の第三者評価での指摘を受けて、15回目の授業時に試験を行うことは不適切であるという点についても授業担当者に周知徹底し改善を促した。

学科の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。新採用の際には詳細な履歴・業績書を基に教授会、理事会で審査し、また非常勤教員においても実績、業績を基に人選している。また、毎年発行の「大阪信愛女学院短期大学紀要」に研究活動報告として前年の業績を掲載することになっており、また平成25年度より研究日申請の書類にも研究内容等を記載することにしたので、教育課程に合致した教員配置となっているかのチェック機能を高める仕組みができた。

また、平成23年4月1日からの短期大学設置基準の改訂を受けて、平成23年度より両学科に「キャリアガイダンス」という科目を新設するなど教育課程の見直しを行っている。

<子ども教育学科>

本学科の教育課程は、下記のカリキュラムポリシーに基づいて体系的に編成して

いる。特に、2回生時に「音図体実践力アップ講座」として、音楽、図画工作、体育それぞれに3科目を設け、教育・保育現場における即実践力向上を目指す科目として編成している。この成果は卒業年の1月に行われる「演奏会・表現フェスタ」で発表している。

「音図体実践力アップ講座（音楽Ⅰ）」	リトミック
「音図体実践力アップ講座（音楽Ⅱ）」	うたと手遊び
「音図体実践力アップ講座（音楽Ⅲ）」	アンサンブル
「音図体実践力アップ講座（図画工作Ⅰ）」	乳幼児の描画指導
「音図体実践力アップ講座（図画工作Ⅱ）」	乳幼児の作品展に向けて
「音図体実践力アップ講座（図画工作Ⅲ）」	行事や保育環境と造形
「音図体実践力アップ講座（体育Ⅰ）」	運動技術特講
「音図体実践力アップ講座（体育Ⅱ）」	遊びの文化
「音図体実践力アップ講座（体育Ⅲ）」	運動行事特講

また、2回生後期開講の「保育内容（表現）」の科目は、音楽、図画工作、体育からそれぞれ1名ずつ計3名の教員が担当し、最後には統合した形で「表現発表会」を行い、教員にも公開している。教育・保育現場で必要とされる実践力を身につけるための一つの核となる科目として位置付けている。

本学科は資格・免許取得の要件に沿った教育課程であるので編成の自由度は少ないが、カリキュラム検討委員会において継続して改善に取り組んでいる。平成22年度より保育士資格取得を基礎として4科目8単位の必修科目を修得することで資格が取得できる「園芸療法士」関係科目を基礎科目の中に設けた。また、平成20年度から現場で即戦力となるようにと特化した科目「音図体実践力アップ講座」各Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを開講したが、その（音楽Ⅰ）はリトミックを学ぶ内容としていた。それを平成24年度からは「リトミック研究センター」のカリキュラムにも則した内容とし、また指導者もそのセンターからの派遣を受け「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級」の資格が取れるようにした。平成24年度には子ども教育学科に名称変更したことに伴い、教育・保育の現場での発達障がい児等への対応をより円滑にするために「こども音楽療育士」という新しい資格が取得できるカリキュラムを組んだ。

○子ども教育学科カリキュラムポリシー

本学の子ども教育学科の目的に従って、次に挙げる教育を行うために必要な科目を設定する。

- (1) キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育
- (2) 児童期・乳幼児期における教育・保育の重要性を理解する教育
- (3) 児童期・乳幼児期の発育・発達についての理解を深める教育
- (4) 教育・保育現場で必要とされる知識技能・実践力を身につける教育
- (5) コミュニケーション能力を身につける教育
- (6) 教育・保育を通して福祉・地域社会に貢献できる女性を育成する教育

<看護学科>

本学科の教育課程は、先に示した学位授与の方針に基づくもので、さらに学位授与の方針に基づき定めた下記のカリキュラムポリシーに基づいて体系的に編成している。授業科目名は学習成果に対応した名称にしている。保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条三項に定める教育内容を満たしていることを示すため「教育課程と指定規則との対比表」を作成している。

本学科の教育課程は、平成 21 年度の学科開設時に定め、認可を受けたものである。教育課程の定期的な見直しについては、学科開設 3 年後、平成 24 年度に実際の教育の状況に照らし合わせ、下の表に示すように、一部改編し（変更申請を行い許可を受ける）、平成 25 年度から適用した。

新		旧	
授業科目	単位、時間	授業科目	単位、時間
小児看護学実習	2 単位、90 時間	小児看護学実習 I	1 単位、45 時間
		小児看護学実習 II	1 単位、45 時間
老年看護学実習 I	1 単位、45 時間	老年看護学実習 I	1 単位、45 時間
老年看護学実習 II	3 単位、135 時間	老年看護学実習 II	1 単位、45 時間
		老年看護学実習 III	2 単位、90 時間
成人看護学方法論 I (慢性期)	1 単位、30 時間	ターミナルケア	1 単位、30 時間
成人看護学方法論 II (急性期)	1 単位、30 時間	成人看護学方法論	3 単位、90 時間
成人看護学方法論 III (緩和ケア・ターミナル期の看護)	1 単位、30 時間	成人看護の課題と探求(演習)	1 単位、30 時間
成人看護の課題と探求(演習) I (慢性期)	1 単位、30 時間		
成人看護の課題と探求(演習) II (急性期)	1 単位、30 時間		

上記以外、看護研究について、ケーススタディだけでなく、実験研究や調査研究、文献研究など、幅広い研究ができるように内容を改編した。

変更の概要と理由は以下の通りである。

臨地実習において、小児看護学実習では幼稚園と病院、老年看護学実習では施設（特別養護老人ホームと老人保健施設）と病院で実習を行うが、施設と病院の実習はそれぞれ同じ時間数で行うカリキュラムになっている。しかし、看護実践力を高めるために病院での実習の時間配分を増やす必要が結論づけられ、小児看護学実習は実習 I と実習 II を統合し、病院実習時間を増やせるようにした。老年看護学実習では、施設実習の実習 I と実習 II を実習 I のみにして、実習 II と III を統合して実習 II とし病院実習時間を増やした。

学内教育においてより効果的な教育を行う上で、成人看護学では、「成人看護学方法

論」と「成人看護の課題と探求（演習）」が、慢性期および急性期を含んだ教科として設定されているが、それぞれの領域ごとに単位を与える方が、目標を定めて学習しやすいと、その必要性が結論づけられ、方法論と課題と探求において、それぞれ慢性期と急性期を別授業科目として設定した。

「看護研究」では臨地実習におけるケーススタディは研究対象が非常に限定されているので、学生の特性や志向に合わせて、ケーススタディ以外の研究も行えるように内容を変更する必要性が結論づけられた。

平成 25 年度は、本学が行うカンボジア研修を単位化するために「国際理解」（1 単位）、カナダ語学研修を単位化するために「海外語学研修（英語）」（2 単位）、「ヒューマン・ライツⅡ」（1 単位）を新たな科目として設置することを決定し、平成 26 年度より適用することにした。また、総合教育科目の一部の科目において授業内容に応じ、以下のように授業時間数の変更を決定し、平成 26 年度より適用した。「文章表現」「基礎演習」「生物学」「化学」「応用情報科学」は 1 単位 30 時間を 24 時間、「社会学」「心理学」「教育学」「ヒューマン・ライツⅠ」は、1 単位 30 時間を 15 時間に変更した。

このように教育課程の見直しは、教育の実情を鑑みながら継続して行い、より良い教育実践につなげている。

○看護学科カリキュラムポリシー

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条三項に定める教育内容を満たし、かつ、本学の看護学科の目的に従って、下記に挙げる教育を行うために必要な科目を設定する。

- (1) キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育
- (2) 人間理解とこころのケアを行う教育
- (3) 看護の専門を学ぶ上での基礎的な力を身につける教育
- (4) 看護の専門的知識と技術の習得と実践力を養う教育
- (5) 福祉や地域社会など幅広い分野で活躍できる力を養う教育
- (6) 自己学習能力を身につける教育

(b) 課題

シラバスについて、「準備学習」において毎回の予習復習により 1 単位 45 時間に足る内容が明確に示されていないものや、単位認定の方法及び基準においてテストやレポート等の評価の割合が明確でない科目も見受けられるので、改善が必要である。

教員の資格・業績を基にした教員配置となるように、担当の授業科目に対応した論文等を定期的に発表するよう、大学として促していく必要がある。看護学科では、設置時及びその後の採用時の審査等において、12 名の教員が文部科学省の教員審査を受けて適合と認められている。

<子ども教育学科>

学習成果に対応した授業科目を置いているが、資格・免許取得のために必要な内容

が重複する科目もあるため、学生がはっきりと認識できない場合もある。各科目で、学習成果を明確に示すとともに、担当教員間の意見交換の必要も感じられる。英語及び音楽など、複数教員が担当する科目においては、密な相互理解、一貫した指導体制を整えているが、学生に重複の印象を持たせないためにも隣接授業科目の教員間のコミュニケーションが必要である。

学生の現状、要求、社会のニーズに応えるために、教育・保育系の様々な免許・資格等が取得できるような教育課程を編成してきたが、意欲のある学生はそのすべてを取得したいと考えるので、実質的な学習時間の確保についての配慮が必要である。

<看護学科>

本学科の教育課程の見直しは、上述のように定期的に行い、必要に応じ改変してきた。平成 27 年度においても、看護専門科目について見直しを行う予定である。

■基準 II-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している

(a) 現状

入学者受け入れについて、子ども教育学科及び看護学科、それぞれ各学科の学習成果に対応するものとして、以下に示すアドミッションポリシーを定め、入学者受け入れの方針を明確にしている。入学者受け入れの方針は、各学科の学習成果に対応するものであり、これに基づき入学者選抜の方法を定めている。入学者選抜として、推薦選抜、一般選抜、AO選抜、社会人選抜、留学生選抜等を設けている。入学者選抜の内容は、入学前の学習の成果の把握・評価を明確に示しているものであり、入学者受け入れの方針に対応している。

入学者受け入れの方針については、学長、両学科長、入試部長で構成する入試対策責任者会議で検討し、入試対策委員会で協議の上、決定し、教授会で報告し承認を受けている。

入学者受け入れの方針は、学生募集要項及びウェブサイトにおいて明記している。

看護学科では、平成 25 年度アドミッションポリシーに「看護師になるために必要な基礎学力を有する人」を加えた。開設以来の教育の中で入学前の学習習慣と基礎学力の重要性が実感され、特に AO 入試との関係において加えた。AO 入試合格者は入学後成績不振者が多く、基礎学力試験を導入するなど、平成 25 年度からその改善に取り組んできた。基礎学力試験は、従来の基礎セミナーを変更し、数値計算、漢字の読み書き、基礎的な生物の知識を問うものとして実施した。面接は、自己アピールに基づいて実施する方式に変更した。

○子ども教育学科アドミッションポリシー

- ・ 幼児の保育、児童の教育に強い関心があり、情熱を持っている人
- ・ 保育者や教育者を目指している、明朗で快活な人
- ・ 学習意欲と将来への展望を持っている人

○看護学科アドミッションポリシー

- ・ 将来、看護師として、医療や地域社会の福祉に貢献することを目指す人
- ・ 明るくほがらかで、人と積極的に関わることのできる人
- ・ 意欲的に学習し、努力を惜しまない人
- ・ 看護師になるために必要な基礎学力を有する人

(b) 課題

新学習指導要領になって初めての入試で、理科において、平成 25 年度まで実施してきた「生物」(生物 I)を、「理科」(生物基礎、化学基礎)としたが、受験者が大幅に減少した。この結果から、本学志願者層には化学を得意とする者が少ないと考えられる、または過去問がないため敬遠された可能性もあるので、取り敢えず次年度の推薦入試は「生物」(出題範囲：生物基礎)に変更することを検討したい。

■基準 II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である

(a) 現状

<子ども教育学科>

学科の教育課程の学習成果は、十分に吟味検討されており、将来、教育・保育現場で必要とされる内容である。学科の学習成果の査定については、資格・免許の取得率、就職率、実習先の評価、就職先の評価などから判断している。

平成 26 年度卒業生 (69 名)	免許・資格取得状況 (取得率)
保育士資格	60 名 (87%)
幼稚園教諭二種免許状	61 名 (88%)
小学校教諭二種免許状	16 名 (23%)
社会福祉主事任用資格	69 名 (100%)
園芸療法士資格	6 名 (9%)
こども音楽療育士資格	19 名 (28%)
幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格 2 級	36 名 (52%)
ピアヘルパー資格	10 名 (15%)

また、数値化や可視化の必要性から、平成 23 年度からは、学生に対する入学時の期待度調査と卒業時の満足度調査を実施し、就職先に対しては、現場が期待する能力や本学の学生の評価についてのアンケートを実施し、数値化や可視化を図っている。

学習成果に関するアセスメントは、シラバスに、定期試験・授業内の試験・レポート・出席状況・作品提出・発表などについて明示している。内容については、各授業担当者に委ねられている。しかし、本学では、各分野ごとにその科目に関わる教員が所属する研究室（音楽研究室・体育研究室など）体制をとっており、その中で、非常勤教員も含めて、成績・授業内容についての意思の疎通を図っている。また少人数・複数担当の授業科目の場合も教員間の意思の疎通を図り公平に

行われている。評価の結果は、教授会において承認される。多くの免許・資格を選択する学生は、時間割が過密になる面も見られるが、現代の学生は、時間があれば、アルバイトや遊びに走る傾向があり、多くの科目を選択している学生は学業に熱心に取り組む姿勢がみられ、成績も上位を占めている傾向がある。

<看護学科>

本学科が定める教育課程は、学科の目的、カリキュラムポリシーに従って構成され、学習成果は、学科として、また各授業科目においてそれぞれ目的に基づき定められ、授業科目担当者が定める評価方式により、成績が評価される。成績評価は100点満点で5段階で評価され、最終試験だけでなく、課題学習を含め総合的に行われている。原則として試験70%、課題等30%で評価している。学習成果は具体的であり、定められた期間内で達成可能である。

学科としての学習成果は、<建学の精神に基づき幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護を提供できる看護師>になることである。それは、具体的であり、3年間の学習において達成することができるものである。看護師になるためには、看護師国家試験に合格することが必要であり、学習成果の達成の主要な部分として評価される。「患者の視点に立った質の高い看護を提供できる看護師」は現在、社会で求められている看護師であり、社会的な価値は高い。

看護学実習においては、シラバス及び実習要綱に記載されている実習目的・目標に向かって学生がどの程度望ましい変容をしているのかという学習活動の成果をみる。看護学実習の評価は、予め学生に実習要綱で提示した実習評価表をもとに、実習への取り組み姿勢や看護ケアの実際などについて直接的に指導を行い把握した実習指導教員が、臨地（病院等医療施設）実習指導者の情報提供を受けたうえで、実習目標の達成度を分析し、学生との個別面接によって得た学生の自己評価とあわせて総合的に評価している。

平成26年度卒業生（76名）	免許取得状況（取得率）
看護師免許取得	70名（92%）
社会福祉主任用資格	74名（97%）
園芸療法士資格	6名（8%）
ピアヘルパー資格	15名（20%）

(b) 課題

<子ども教育学科>

学習成果のアセスメントについては、数量化や可視化に向けてその方法や教員の共通理解に向けてさらに検討していきたい。専門や教職の隣接科目に関して、非常勤教員との十分なコミュニケーションがとり難い状況にある。担当を依頼するときに十分に話し合い、継続的に意思疎通を図りたい。

<看護学科>

学習成果の査定については、その基準を各授業科目で独自に設定するのではなく、基本的な部分を学科で決めている。講義科目では、定期試験の結果を70点、平常点（授

業での取り組み、レポート、小テストなどの課題)を30点としている。演習科目については、その内容に応じて担当者が決めている。さらに詳しく学科共通の査定基準を検討したい。

■基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている

(a) 現状

卒業生の進路先からの評価を聴取するために、例年、就職内定先へのお礼訪問の機会を活用している。また、広く客観的にデータを得るために、平成23年6月には幼稚園・保育園の就職先に、アンケート調査を実施した。それを発展させた形で平成25年8月から9月にかけて卒業生の就職先にアンケート調査を行い、実態の把握に努めた。

子ども教育学科では、過去5年間に卒業生が就職した幼稚園84園、保育園98園の計182園にアンケート用紙を送付し、89園(回答率48.9%)から回答を得た。

その結果の概要は、以下の通りである。

本学新卒者が備えている項目は、幼稚園では、勤務態度、言葉遣い、優しさ、ピアノの技術が、保育園では、勤務態度、ピアノの技術が上位であった。その一方で、本学新卒者に欠けている項目は、幼稚園では、保護者対応力、積極性、報告・連絡・相談、ピアノの技術、気配り、文章力が、保育園では積極性、保護者対応力が上位となつた。

幼稚園におけるピアノの技術の評価が「備えている」と「欠けている」に二分されているが、就職先が求めるレベルが一定でないことや、卒業生の技術にも個人差が大きいことに起因すると思われる。アンケート結果からいえる本学新卒者の傾向は、勤務態度は良いが、積極性に欠け、保護者への対応ができず、文章力に欠ける点などに絞られるかと思われる。

看護学科では、過去2年間に1期生及び2期生が就職した39病院にアンケート用紙を送付し、18病院(回答率46.2%)から回答を得た。その結果、本学新卒者が備えている項目として、健康、優しさ・思いやりが上位を占めた。このことは、看護師に必要な資質が本学のカトリック教育によって養われた結果と解される。他方、本学新卒者に欠けている項目では、学習能力、判断力、報告・連絡・相談が上位になった。国家試験の合格率の低さを考え併せると、学生の学力向上と継続的な学習習慣の形成は、学科をあげて取り組むべき重要な課題である。

要約すると、就職先アンケート結果からうかがえる両学科共通の課題は、積極性を育てること、コミュニケーション能力を高めること、学力面を強化することの3点になるかと思われる。

アンケート及び就職先訪問によって聴取し得た上記のような結果をもとに、就職部では「キャリアガイダンス」のカリキュラム内容に反映させて、その足らざる点を補う努力をしている。たとえば、就職活動に必須の履歴書の作成方法を教える場合も、ワークシートを用いた自己分析、自己PR文の作成、志望動機の作成と段階的に文章を作成させて、その都度教員による添削を行うことで、学生の文章力の向上を図っている。各学科においても、カリキュラムの中でどのような点が問題で、改善のためにどのような取り組みをしていくのか学習成果に照らし合わせ検討している。

(b) 課題

アンケート結果や聴取内容を就職部と学科の教員が共有し、更なる改善のための方策を講じるための連携を密にしたい。

■基準Ⅱ-B 学生支援

■基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している

(a) 現状

教育資源について大別すると、教員・事務職員・図書館・情報関係の四分野に分けることができる。

まず、教員は学科の学習成果の獲得に向けて、以下の通り責任を果たしている。教員は、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価し、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。小テストやレポートなどの課題を適宜課し、学習成果の状況を適切に把握し、必要に応じ授業改善、補習、個別指導などを行っている。

本学は小規模校の特性を活かし、教員間の意思の疎通は十分であり、同一科目担当者間の連携、学科会議などで個々の学生に関わる情報の共有、グループ担任制による教員と学生のコミュニケーションの充実などが図られている。また、学科会議などを通じて、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。また、教員は、授業・教育方法の改善を行っている。

教員の授業能力の向上に向けては、各講義の最終授業またはそれ以前に学生から授業評価を受け、その結果は全科目の平均値とともに各担当者に配布され、同時に学長・学科長に知らされる。各教員はその結果に基づいて授業改善計画書を作成提出し、授業改善を行っている。学科長・学長は、評価の低い授業担当者と面談し、その原因や担当者の授業について話し合いを持ち、改善の方向を考える。指導技術の向上のためには、他の科目の年間の4回の授業参観を義務付けており、その授業に関する感想や評価を提出するとともに、自己の指導法の改善に役立たせるようにしている。さらに非常勤教員については、評価成績により次年度の講師契約を締結しない場合がある。

次に事務職員についてであるが、各職員が学生の取得する免許・資格及びカリキュラムの内容について十分に理解しており、科目の選択などの相談にも応じることができている。また、授業を円滑に行うことができるよう、授業教室の配置、使用機器の準備、配布物の印刷の手伝いなどを行っている。入学前教育やピアノ初心者相談会の連絡、新入生オリエンテーションや履修ガイダンス事務、健康診査実施、実習に必須の健康診断書発行手続、免許取得（受験）一括事務手続、成績評価の発表事務などが遗漏なく行うことができるよう、教員との連絡打ち合わせを密に行い実施にあたっている。また、学外で行う保育・教育実習や病院等臨地実習が円滑に進み、学習成果が上がるよう実習先との事務連絡を行っている。学科会議には、記録者として1名が出席し、共有の必要な内容については、教務部課長と相談し情報の共有化を図っている。

図書館に関しては、入学時のオリエンテーション期間中に図書館の利用法の説明の時間を取り、「文献検索」「データベースの使い方」など指導をしている。また、学生にアンケートを取り、より利用しやすい図書館を目指している。蔵書に関しては、教員・学生からの要望のある図書はできる限り購入するようにしている。教員に関して

は、年間に一定の図書購入費を決め、その範囲で対応するようにしている。日本最大の図書館蔵書検索サイト「カーリル」に参加し、全国の図書館と横断検索が可能になっている。看護学科開設時より、国内最大級の医学文献情報データベース「医中誌 Web」を使用できる環境を設けた。看護学科の学生・教員にとって大きな魅力である。特に「看護研究」においては、その利用が不可欠なものとなっている。

情報教育関係では、学生のコンピュータ使用技術の向上に関しては、必修授業がありその中で行っている。コンピュータを全教職員に一人1台支給し、教育研究や学務処理に活用している。また授業時に教室で利用できるノート型コンピュータも準備している。各学科には、共用できるコンピュータを一定の場所に設置しており、学生たちは、レポートの作成、授業の資料検索、楓祭（短大祭）の準備などに活用している。全学生がファイルサーバ上にホームディレクトリを持ち各自の作成データを保存している。また全学生にメールアカウントを付与し、授業をはじめ学生生活における連絡に活用している。新入学生に対して情報教育科目で利用方法をガイダンスし、活用を促進している。e ラーニングシステムを活用した教材も作成されており、授業の補完として学習の定着を図る中でも積極的な活用がされている。

(b) 課題

学生の授業評価に関しては、各教員に結果を提示し、各教員は改善計画を提出し、改善を図っているが、それらは各教員個別の問題として処理されている。今後は、改善策とその結果について情報交換を行い、どのような改善策が効果的であるのか情報を共有し、お互いにより良い改善策を提案しあい、個々の改善に活かすかすだけではなく大学全体の教育力向上に資するようにしたい。

事務職員の職務内容が多岐にわたるため、限られた人数でそれらをこなすためには、教員との連携が重要になる。より緊密な連携を取ることができるよう、教職員連絡会を行うことも重要である。

図書館に関しては、授業の形式により、一部図書の閲覧頻度が高く借りられない場合がある。その対応として、頻度の高い図書については配架数を増やすことも必要であろう。情報関係では、顕在化はしていないがインスタントメッセンジャー（ライン）などにより学生間のトラブルも想定されることから、倫理面での再教育の徹底を図ることも必要と思われる。

■基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている

(a) 現状

学科の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等は、入学時における3日間のオリエンテーションガイダンスの期間に、「建学の精神について」「学科長講話」「カリキュラムについて」「図書館利用について」「実習について」等、それぞれに1時間～1時間30分をかけて学習の動機付けに焦点を合わせた説明を行っている。

学科の学習成果の獲得に向けて、入学時に学生便覧を配布し、ガイダンス時に詳

細な説明を行っている。授業計画（シラバス）に関しては、ウェブサイト上で閲覧可能な状態を維持し学生の学習を支援している。

実際の学生生活の中で生じてくる、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。本学は少人数グループ担任制をとっている。毎週水曜日の「現代と女性」の時間には必ず担任と学生が出会うが、それ以外にも担任は適宜、学習上の悩みなどの相談にのり指導助言を行っている。また週1回の「オフィスアワー」を設け全教員が学生に対応する体制を取っている。各期の成績発表も担任を通して行い、その際に個別に指導助言を行っている。また成績不振者に対して保護者も交えその後の学習について、きめ細かな指導を行うことを制度化している。

また、平成25年度からは「学生生活調査」も行い、学生個々の学習や生活の実態を把握し、それに基づいて個人面談を行うなどきめ細かな指導を行っている。

優秀学生に対する学習支援として、1回生時と2回生前期、看護学科においてはそれに加えて2回生後期の成績優秀者にレーヌアンティエ奨学金を給付し、その後の学習にも専念できるような支援体制をとっている。また、両学科においてeラーニングを授業に導入し、進度の早い学生の学習時間の有効な活用に資している。子ども教育学科のEnglish communicationと看護学科の英語の授業においてはグレード分けによるクラス編成を行っており、優秀な学生はよりレベルの高い指導が受けられる体制をとっている。

学科の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っているかという点については、本学はカナダ・バンクーバーアイランド大学と姉妹校提携を結んでおり、毎年夏期語学研修に短期派遣している。子ども教育学科における「海外語学研修（英語）」（2単位）として開講している。平成23年度・平成24年度は希望者が10名に満たなかったため中止とした。また、アジアの現状に触れ国際社会について学ぶ目的でカンボジア研修も設定しており、平成23年度は10名の学生が参加した。初等教育学科（現、子ども教育学科）4名（1回生2名、2回生2名）、看護学科6名（1回生3名、2回生3名）であった。平成25年度は子ども教育学科2名（1回生）、看護学科10名（1回生4名、2回生6名）であった。現地で保育体験学習も行い、子ども教育学科「国際社会と子どもの保育」（1単位）という科目として単位化している。看護学科も平成26年度から1単位の科目「国際理解」として単位化した。平成26年度は「海外語学研修（英語）」参加希望者が少なく実施できなかったが、カンボジア研修には子ども教育学科6名（1回生5名、2回生1名）、看護学科8名（1回生6名、2回生2名）が参加し単位を修得した。

<子ども教育学科>

履修ガイダンスは各期の1～2か月前に行い、選択必修科目については検討する時間等を考慮して数か月前に希望調査を取るなど、学生の状況に合わせた細やかな説明・指導を行っている。

高等教育を受けるに足る基礎学力の不足した学生が入学してくる現状にあって、専門科目に取り組む前に基礎学力をつけることは不可欠である。そのため子ども教

育学科においては「基礎教育講座」の科目を置いている。この授業は少人数グループに分けて行い、毎時間小テストや論作文の添削を行うなど、学生個々に応じた指導体制を取っている。また、子ども教育学科においては鍵盤楽器初心者に対しては入学前から説明会及び指導を行い、入学後も「音楽（ピアノ）」のピアノ個人レッスン担当教員が進度の遅い学生に対して個別に時間外の補習授業を行っている。

「音楽（声楽）」の科目においても、基礎力の劣る学生に対しては授業時間外に個別指導を行っている。English communication の授業はあらかじめ判定テストを行いグレード分けによるクラス編成を行っているので学生の能力に対応した指導ができている。各科目においても、中間テスト等で理解力が不足している学生に対しては適宜補習を行っている。

学科の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援については、子ども教育学科においては、「音楽（ピアノ）」と「児童と音楽」の前期試験における成績優秀者には「演奏会・表現フェスタ」への出演機会を与え、時間外の補習授業を行って指導するなど、より一層の習熟への支援を行っている。

＜看護学科＞

学科の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを入学時に行っている。学科長は大学での学習についての総括的な話を行い、教務課長は実際の履修について詳しく説明している。学習についての学科長や教務課長の話は、2回生及び3回生についても、各期のはじめに行い、学習がスムーズに進むための動機を与え、見直しを図るようにしている。

学科の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物を発行し、ウェブサイトにも掲載している。

学科の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行ったり、グループ担任が学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行っている。また、e ラーニングなどの利用を含め進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

看護技術習得においては、授業時間外の時間帯での練習・指導を行っている。授業時間外での技術練習・指導を希望する学生には、原則、前日までに学習したい技術項目や練習の日時を申請させて、基礎看護学を中心に練習の準備・指導を行い、看護技術の習得に向けて指導助言を行う体制を整備している。また、技術の一部は e ラーニングで動画として携帯端末や自宅で確認することができ、学外での学習機会を提供している。

臨地実習は、1回生は基礎看護学実習Ⅰ（1単位、45時間、5日間）、2回生は基礎看護学実習Ⅱ（2単位、90時間、10日間）、3回生は、各領域：母性看護学（2単位、90時間、10日間）、小児看護学（2単位、90時間、10日間）、成人看護学慢性期（3単位、135時間、15日間）、成人看護学急性期（3単位、135時間、15日間）、老年看護学（4単位、180時間、20日間）、精神看護学（2単位、90時間、10日間）、在宅看護論（2単位、90時間、10日間）の実習及び総合看護学実習（2単位、90時間、10日間）がある。臨地実習は実習する病院・病棟が決められ、4名から6名が1グループ

ープとなり、1名の教員の指導のもとで実施している。

臨地実習にあたり、基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱではオリエンテーション及び1週間の事前学習を行い、3回生の各領域実習では、4月の1ヶ月間の期間をあてて、万全の態勢で実習に臨んでいる。実習指導教員については、非常勤教員が多いため、4月の最初に臨地実習指導教員オリエンテーションを行い、学科長及び実習委員長・授業科目担当者が十分説明を行い、共通の認識でもって実習指導を行えるようにしている。また、口頭の説明だけにとどまらないように、臨地実習教員対応並びに看護学指導要項を全教員に配布している。特に3回生の臨地実習はほぼ1年間にわたるので、事前に十分な準備学習を行い、教員も十分な打ち合わせを行い適切な指導と評価、対応ができるようして実習に臨んでいる。

3回生の4月には臨地実習に備えて、看護学領域ごとの知識・技術の確認と、学習者としてまた医療人としての態度を養うためのオリエンテーションを行っている。

臨地実習中は、授業科目担当者は各実習がスムーズに行われているか確認するため、常に実習担当教員と連絡を取り、また実際に実習病棟に出向き、実習状況を確認し、必要な指導を行っている。学生に実習を継続する上で学習不足などの問題が出たときには、授業科目担当者が実習担当教員と連絡を取り、できるだけ早期に必要な指導を行い、状況によっては実習委員長も加わり実習がスムーズにいくようにしている。アクシデントやインシデントが生じたときには、「看護学実習要綱」の事故発生時の対応体制に従い、速やかに対応し、遺漏なきようにしている。

看護学実習の実習指導にあたる教員と臨地（病院等医療施設）実習指導者の指導力向上をはかるために、平成23年度は4月に外部講師（本学特任教授）を招聘し、臨地実習のあり方についての研修会を行った。平成24年度は8月に本学教員による看護過程の展開と指導方法についての研修会を実施した。平成26年度は8月に臨地実習指導についての研修会を行った。

看護学科の学生は、入学後、過密な学習環境に対応できない場合、看護師への志向が弱い場合、看護師になるために必要なコミュニケーション力が弱い場合など、学習の継続が困難になる場合が多くある。このような場合は、まずグループ担任が対応し、改善へ向けての十分な相談を行い、状況によっては保護者も交えて面談を行い、教務委員長や学科長も対応に加わっている。3回生においては、1年間にわたる臨地実習において、学生の疲労度も大きく、精神的に不安定になることもあるため、担任が実習担当教員や授業科目担当者から報告を受けて必要な対応を行い、状況により保護者も交え担任や実習委員長、学科長が対応をする体制をとっている。学生の問題については、学科会議や実習委員会で報告を密にし、教員全体で共通認識を持ち対応する体制をとっている。

このように、看護学科では、過密な学習環境、そして病院・施設での臨地実習という特別な学習環境において、様々な問題が生じる可能性があり、そのためのサポート体制を十分にとっている。

(b) 課題

学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス

などについては、選択科目に関して、シラバスと口頭説明だけではイメージが湧きにくいとの意見もある。掲示を活用したり希望調査表の文面を工夫し、考えるための材料となる資料を的確に示す必要がある。

基礎学力が不足する学生に対しての補習授業等に関しては、年々基礎学力の不足している学生が増加している傾向にある。そうであっても、子ども教育や看護の専門教育に円滑に導くことができるよう、より一層のきめ細かな指導体制が必要である。

学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制については、学習上の問題に加えて精神的な問題を抱えている学生が増加してきている。少人数担任制をとり、きめ細かな対応をしているが、今後は医療機関とも連携しつつ、精神的なサポートもしながら学習成果をあげる指導助言を行っていかなければならない。

進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援については、e ラーニングの導入をより一層推進するなど、優秀学生が高度の学習成果を獲得できるような支援体制をとっていくことが必要である。また、成績優秀者に対する「レーヌ・アンティエ奨学金」制度について、金額が高額であるため人数枠が少ないので、より多くの学生の学習意欲を高める報奨改革を進める必要がある。

留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）については、本学の両学科は資格・免許取得を目的とする学科であるため、専門的な講義内容が理解できるだけの語学力が必要である。そのため大幅な留学生の受け入れは困難であるが、諸外国の看護や保育の現場を見聞することは重要であるので、長期・短期の留学生の派遣を拡充していくことが必要である。

前述の通り、看護学実習の実習指導にあたる教員と臨地実習指導者の指導力向上をはかるために毎年研修会を実施しているが、平成 27 年度も引き続き、より良い教育実現へ向けて研修会を実施していく。

■基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 現状

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）として学生部に学生課と厚生課を設置している。学生課は学生指導や学生会活動を支援し、厚生課は福利厚生面での支援を担当している。学生部には担当者として 8 名の教員を、事務職員（兼務）を 3 名配置して学生生活全般にわたり支援している。本学では少人数グループ担任制をとっており、担任が相談や連絡の窓口となり、学生生活全般に関する支援や指導を行っている。

クラブ活動、学院行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動には、本学の殆どの教員が分担し、支援にあたっている。平成 26 年度のクラブ加入率は 29% であった。クラブ加入率は 2 年前から上昇傾向にある。学友会の執行機関である学生委員会には、学生部教職員が助言と援助をしている。楓祭（短大祭）は、学生全員参加のもとで開催され、収益金の大部分は寄付に当てられている。平成 26 年度の学生参加率は 94%、外部からの入場者数は約 640 人であった。

食堂や売店などのキャンパス・アメニティとしては、城東学舎に学院食堂があり、その運営は外部業者に委託している。学院食堂は、平成 25 年度に改修工事を行ないテレビ番組で放映された。明るくあたたかい雰囲気の中で食事をすることができるようになり、好評を博している。学生同士が落ち着いて談笑できる空間として城東学舎 3 階と鶴見学舎 2 階に学生ラウンジがある。コピー機、飲料の自動販売機、湯茶の自動給湯器、電子レンジ等も設置している。鶴見学舎では外部委託業者による売店を営業している。

宿舎が必要な学生への支援（学生寮、宿舎のあっせん等）として、本学は学生寮を保有していないため、下宿が必要と考えられる入学生には、合格通知発送時に下宿先案内を同封している。本学が紹介する下宿先は、長年地域で賃貸マンションなどを経営している業者などである。

通学路は公共交通機関の利用を原則としているが、一部、自転車の利用を認めている。通学のための便宜として、駐輪場を城東学舎・鶴見学舎の 2 カ所に設けている。電車通学と自宅より 1 km 未満の学生に対しては自転車通学の許可を出していないが、その他の希望者全員の駐輪スペースは確保されている。交通事故防止のため、自転車通学のルールやマナーを指導した上で、自転車使用の許可を与えていた。交通安全については、毎年、所轄の城東警察署や鶴見警察署と連携し、交通安全週間を中心に、学生の交通安全への呼びかけボランティアの参加を行っている。また、交通安全教室・防犯教室については、鶴見警察署及び大阪府警察署本部との連携を図り、平成 26 年 6 月 18 日に開催した。今後も警察や専門家の協力を仰ぎながら、次年度以降も安全に関する教室を実施したいと考えている。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度として、日本学生支援機構奨学金、本学独自の奨学金制度、学費分納制度がある。看護学科では、多数の病院からの貸与奨学金の紹介もおこなっている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングとして、全学年とも 4 月に定期健康診断を実施している。実施項目は胸部 X 線検査、身体測定、視力検査、学校医による内科検診、尿検査（潜血、蛋白、糖）である。この結果、異常が認められた学生には治療や再検査を推奨・継続フォローしている。またこの診断結果は実習や就職、進学のための健康診断書としても利用可能であり、学生の申請時に発行している。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取のために、学生ラウンジに意見箱を設置しているが、ほとんど活用されていない。学生の意見や要望は主に、学生委員会、グループ担任、授業科目担当教員、職員などを通して聴取される。また、入学時に学生生活期待度調査、卒業時に満足度調査を実施している。さらに学生生活調査を実施し、多角的に学生の生活実態を把握するよう努めている。

留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援するために、学生部に留学生支援担当を配置している。各授業担当者やその他の教員と連携協力して個別に外国籍の学生に対応し、柔軟にサポートを行なう体制を整えている。平成 26 年度にはベトナムから 1 名が入学した。

社会人学生の学習を支援する体制として、平成 22 年度より社会人学生には学納金を減免して、経済的に入学しやすい体制を整備した。その結果、社会人学生は増加傾向

にある。社会人学生が、一般の学生に比べて学習進度が遅れたり、学習内容の理解が不足したりするといった状況は発生していない。むしろ社会人学生は、四年制大学卒業者も多く、意欲的に勉学に取り組んで学習成果を上げ、一般学生の模範となっている。

障がいのある学生の受け入れのための施設整備として、城東学舎・鶴見学舎とともに、各フロアでのバリアフリー、点字ブロックの設置（1Fのみ）、障がい者用手洗いの設置（1Fのみ）、各階の階段・手洗いに点字案内板（含シール）や階段手すりの設置がある。さらに、講堂には車椅子用リフトを設置している。公開講座では地域の手話サークルと連携し、手話通訳付き講座を実施している。

長期履修生を受け入れる体制として、本学では平成20年度より学則第5条において長期履修を規定し、その取扱いに関しては「長期履修に関する規程」に定めている。長期履修生として申請できるのは、本学の在学生又は入学選考に合格した入学予定者である。また、長期履修生として履修できる期間の限度は原則として6年である。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）の評価として、卒業時に与える「創立者賞」「信愛賞」がある。「創立者賞」は「信愛教育を豊かに実らせ、学院や地域社会に貢献し、もって学生の範とする人」、「信愛賞」は「特別の功績を示した人」として表彰する制度である。平成26年度は、「創立者賞」の該当者はなく、「信愛賞」は1名であった。平成26年度より該当者が減少した。

(b) 課題

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）は、小規模校であるため学生の生活支援以外の学務も兼務していることから、時期により過度の負担が集中することがあるので、計画的に学務をこなし生活支援を充実させる工夫が必要である。

子ども教育学科は2年、看護学科は3年という短期間での資格取得のため、時間割に余裕が無く、また実習期間も長い。このため、学生委員会及びクラブに打ち込む時間が少ないので現状である。入学当初は課外活動への関心は低くないので、短時間であっても関心のあることについて活動できるよう支援し、クラブ活動の活性化を図りたい。

宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っているが、一人暮らしの学生については、防犯に対する意識を高めていけるようなサポート体制の在り方について、グループ担任の協力を得ながら検討していきたい。

学生の心理面のフォローは、グループ担任がまず対応し、健康保健センターが窓口となって学校医と連携して行っているが、よりスムーズに対応できるよう改善したい。

学生生活の満足度を向上させるため、入学時期待度調査・卒業時満足度調査、学生生活調査の結果を分析し、改善へ向けて検討したい。その中で学生の意見や要望を積極的に受け止め、学生支援向上につなげていきたい。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して、「創立者賞」「信愛賞」として表彰する制度がある。学生の自主的な活動を促すためにも、学生

のボランティア活動への参加状況の把握に努め、より多くの学生を表彰できる方向性を検討する時期と考えられる。

■基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている

(a) 現状

就職支援のための教職員の組織として平成26年度は、子ども教育学科では教員2名（うち1名は次長）、看護学科では教員4名が就職委員会に属し、就職部職員と連携しながらそれぞれの学科の学生の進路や就職の相談及び指導にあたった。

就職支援室としては、城東学舎に就職部を配置し、主として専従職員2名（うち1名は部長）が進路や就職の相談、就職斡旋業務、履歴書の作成、面接練習など多岐にわたる業務にあたっている。鶴見学舎では、兼務の事務職員1名が就職関連の業務にあたっている。就職部では、幼稚園、保育園、施設、病院、企業等からの求人票を掲示するとともに、それぞれの求人資料のファイルを閲覧可能な状態で保管している。また、過去10年以上におよぶ学生達が書き残した就職試験内容の受験報告書も閲覧可能であり、後輩達の受験に際し大いに役立っている。また、就職に関する書籍やDVDも備えていて、貸出が可能である。さらに、情報検索や履歴書作成指導などのためにパソコン3台を配置し、支援態勢に万全を期している。

就職のための資格取得の支援については、両学科ともに専門就職を目指しているため、各学科における単位修得が資格取得に最重要となる。子ども教育学科では、従来の小学校教諭二種免許、幼稚園教諭二種免許、保育士資格に加え、さらなる資質向上のため、平成25年度卒業生からこども音楽療育士資格、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級が取得できるようにカリキュラムが改定された。なお、両学科とともに、選択により園芸療法士の資格やピアヘルパーの受験資格が取得できるようになっている。

就職試験対策等の支援については、主として就職部の教職員が担当する選択科目「キャリアガイダンス」において、就職試験対策講座を盛り込むことで対応している。子ども教育学科では全15回開講のうち6回で、教職基礎対策講座の小テストを行う一方、特に小学校教諭を目指し公立の教員採用試験を受験する予定の学生には、カリキュラムの内容を変更し、10回の採用試験対策講座を設けるとともに、さらに放課後に補講を行って、受験に向けた準備をさせた。また、企業就職を希望する学生に対しても、別途、指導する時間を設けて、就職活動の遅れがないよう配慮している。看護学科では平成25年度の2回生から全15回の開講のうち12回で国家試験対策講座として小テストを実施した。その他、両学科共通の内容としては、前年度学生の就職活動状況、受験報告書の分析による実技試験、筆記試験、面接試験の傾向と対策、論作文対策、履歴書の作成、自己開拓の方法、就職活動の事務手続き等で、おおよそ考えられる試験対策を網羅している。なお、就職部が独自に行っている資格取得支援には、毎年6月と11月に学内で実施される秘書検定がある。受験に先立って、就職部担当教員が受験希望者に個別指導を行い、事前準備をサポートした。

学科の卒業時の就職状況については、一覧表にして全教員に配布し、教育の成果として情報を共有している。平成26年度、子ども教育学科は卒業生69名中53名が幼稚

園、保育所、小学校、福祉施設などに専門就職し、3名が企業へ就職、3名が専門学校等へ進学した。その他9名は自身が希望する多様な進路をそれぞれ選択した。企業就職を目指した1名が希望を叶えることができなかった。看護学科は卒業生76名中、国家試験に合格した70名が病院に就職した。就職を希望しない者や専門外の企業職業を希望する者は例外的であるので、基本的な指導方針の見直しの必要性はあまりないが、進路に対する迷いや不安のある学生には、教員と連携しながら個別に丁寧な対応をすることで、就職に繋げられるのではないかと考えている。平成25年度以降の新たな試みとして、学生相談に「ハローワーク大阪東」の雇用指導官の協力を受ける機会を設けた。子ども教育学科の専門就職は、ここ数年就職率100%を維持しているものの、あくまでも就職希望者に対する割合であり、就職を希望しない学生は毎年4～5名存在し、相談業務の限界を感じていた。しかし25年度以降、ハローワークから月2回専門相談員に来校を依頼し、就職意欲の低い学生に粘り強く対応した結果、殆どの学生が希望する進路に歩み出すことが可能となった。学外の協力が功を奏したといえる。

進学、留学に対する支援は、主に子ども教育学科では2名、看護学科では1名の進路指導担当の教員が行っている。その具体的な内容は学科により若干異なる。子ども教育学科では、四年制大学への編入学を希望する学生に対して支援を行っている。しかし希望者は僅かで、平成25年度、平成26年度共に希望する学生はいなかった。編入学には、一般編入学もあるが、指定校推薦編入協定大学（四年制）への編入希望が殆どである。指定校推薦編入協定大学（四年制）から送付される資料は、保育者養成学科または幼児教育系の学科を持つ大学順に大学名・学部・学科・指定人数・試験内容・試験日程の概要を一覧表にして、希望学生には配布を行っている。指定校推薦編入学の進学支援の内容は、主に面接指導、論作文指導である。また、志望動機の明確化にも注力し、編入学後の学習意欲に繋がる指導も行っている。看護学科では、進学希望の学生が1学年に5～10名程度おり、助産師課程希望者が多い。その都度、就職部進学担当者または母性看護学教員が対応し相談に応じている。保健師・助産師課程を持つ短期大学・専門学校及び編入学実施大学から送付される資料は、送付順に学校名・課程・所在地・受験科目の概要を一覧表にして掲示している。学生からの主な相談内容は、取得可能な資格とその内容、資格取得に必要な学力、資格取得後の就職状況、一度看護師経験後に受験することのメリット・デメリット、看護師国家試験のための学習との両立等である。担当教員による指導内容は、学校推薦書の作成、学生の自己推薦文の添削指導などである。平成25年度は1名が看護助産専門学校へ進学したが、平成26年度進学者は無かった。両学科ともに、受験報告書は保管して、進学希望学生が閲覧できるようにしている。

(b) 課題

平成27年度に向けて、内外の環境変化から進路支援のあり方も大きく変える必要がある。

内的な最大の変化は、就職部教員が諸事情により両学科とも大きく入れ替ったことである。特に看護学科では、キャリアガイダンスの授業時間内で行っていた国家

試験対策講座が就職部教員による実施が困難となった。その為、従来 15 コマ行っていた授業のうち 7 コマを看護学科として行うこととし、キャリアガイダンスは 8 コマで実施する予定である。子ども教育学科においても従来キャリアガイダンスの中で 6 回行っていた教職基礎対策講座小テストは廃止する予定である。また、学生増加に対応して、子ども教育学科の講義は 2 クラスに分けて行う計画である。

キャリアガイダンスの授業内容は専門知識の学習支援的要素が除かれ、より純粋に学生のキャリア開発に重点を置くことになる。学生へのきめ細かな支援の水準を担保する為、従来あまり実施して来なかったクラス担任との就職協議会を定例的に開催するなど、教職員の協力体制の充実に努めたいと考えている。なお、小学校教員採用試験対策講座は従来通り実施する予定である。

外的な環境変化として大きいものは、看護学科では従来に比べて看護師不足が緩和され、就職環境が悪化してきたことである。また、子ども教育学科では、認定こども園への制度移行に伴い幼稚園免許・保育士資格の両方を要求する求人が増加していることである。

看護学科の就職環境は、数年来の各大学の看護学部増設によって新卒者数が年々増加していることに加え、厚生労働省の施策で病院において急性期病棟（7：1）から地域包括ケア病棟（13：1）への移行が進み、病院の看護師必要度が低下している傾向にある。平成 27 年度は、大学病院と公立病院で 8 月以前に採用充足状態となったところが散見された。この就職環境悪化は今後さらに強まるものと見込まれる為、学生に対して早期に就職活動を開始するよう指導していく必要を感じている。

子ども教育学科の就職環境は、幼・保の業界において新制度の認定こども園への移行が進んでいる状況下にある。特に大阪府の認定こども園数は平成 27 年度 287 園と全国最多で今後更に増加すると見込まれている。こども園の職員は「保育教諭」と呼ばれ、幼稚園免許と保育士資格の両方が要求される。そしてこども園に限らず、幼稚園でも保育園でも求人の際、両方の免許・資格を要求する傾向が強まっている。これは両方の免許・資格の取得が難しい低学力の学生にとって厳しい現実である。低学力の学生ほど企業就職やその他の進路に向かう傾向が強いので、この現実によって保育職への道を自ら断ってしまう可能性が更に高まる懸念がある。学生の学習意欲や就職意欲向上のために、個別のカウンセリングや進路相談を学科を挙げて強化していく必要を感じている。

■基準 II-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している

(a) 現状

学生募集要項は入学者受け入れの方針を明確に示している。アドミッションポリシー及び多様な選抜方法（推薦、一般、AO選抜等）や多様な選考方法について、学生募集要項及びウェブサイトに明示している。選抜方法や選考方法に関して Q & A 形式でも記述し理解が深まるよう配慮している。また、ウェブサイト・入試ページの受験相談で隨時質問を受け付けている。

入学者受け入れの方針をより確実に広報するため以下の取り組みを行っている。
① 5 月に入試説明会を実施している。近畿圏（2 府 4 県に三重県一部含む）の高等

学校に案内を送付し、平成 26 年度は 39 校からの出席を得た。②大阪府及び一部近隣府県の高等学校約 170 校を対象に、5 月から 7 月にかけて教員及び入試広報専従者による高校訪問を実施している。③高等学校から進学ガイダンス、学校見学、出前授業の依頼を受け、平成 26 年度は進学ガイダンスが 46 校、学校見学 3 校、出前授業は 3 校で実施し、多くの高校生に直接詳細な説明を行う機会をもった。また、業者主催の会場型進学相談会等を平成 26 年度は 30 会場で行った。その他に 16 校の高校内で行われた資料領布会（保護者会、三者面談時）において、本学入学案内一式を送付した。進学ガイダンス及び進学相談会への参加・出席者は平成 26 年度は 954 名であった。④オープンキャンパスを 3 月から 11 月にかけて計 11 回開催している。平成 27 年度入試に向けたオープンキャンパスの参加者は子ども教育学科 252 名、看護学科 204 名であった。各学科の学科内容や入試の説明、施設見学、教員や在学生との懇談や個別相談、体験授業、AO 入試予備相談等のプログラムを通じ広報を行った。⑤進学情報誌やインターネット上の進学サイト運営会社、計 12 社を通じ学科や入試概要の掲載を行い、多くの受験生に入試情報が伝わるよう努めた。

受験の問い合わせなどに対して、入試部が適切に対応している。通信情報ウェブサイトと共に本学ウェブサイトからも受験についての相談や資料請求ができるようしている。広報及び入試事務の体制を整備している。入試部として部長以下教員 4 名を配し、入試広報及び入試事務にはそれぞれ専従者を置き業務を十全に遂行している。多様な選抜を公正かつ正確に実施している。入試対策委員会で入試全般の方針を決定し、各入試役割のチームが実施を担う。入試問題においては問題作成委員長の下で各教科問題作成委員が作成する。入試当日は入試部内に総責任者、総連絡者を置き十全の体制を敷いている。入試合否判定会では各選考責任者の内容説明を踏まえ、受験者一人ひとりをきめ細かく判定している。

入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。入学試験合格者には「入学のしおり」を送付し、各学科の授業や取得資格等及び学生生活を簡明に伝えている。また、入学後の円滑な勉学に向けての配慮として、各学科における入学前学習課題も提示している。e ラーニング講習会や子ども教育学科でのピアノ実技相談会も開催している。入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。3 日間にわたるオリエンテーションの内容は「建学の精神について」「各学科について」「カリキュラムについて」「履修ガイダンス」「学生生活について」「教育・保育実習について」「進路について」「図書館の利用について」「海外語学研修について」「英語履修について」である。3 日間の最後には、各グループに分かれて、学生生活上の心得等について担任がガイダンスを行っている。また、新入生を対象とした 1 泊 2 日の「フレッシュマンキャンプ」を行っている。

(b) 課題

子ども教育学科は定員割れ状況が継続しており、その解消が最重要課題である。

高校訪問については、教員と広報専従者が行っているが、訪問の効果を受験結果などをもとに分析し、検討を継続している。広報媒体はメジャー媒体をメインにする方針で進めているが、対費用効果を考慮しながら進めなければならない。昨年来、業者には特に幼稚保育系の説明会に積極的に参加したい旨を依頼しているが、看護・医療系の説明会への依頼が多い。幼保系進学説明会の依頼があった場合には積極的に応じているが、その効果を検証するほどの数に至っていない。

オープンキャンパスは受験生を得るための最も効果的なイベントと考えられる。子ども教育学科では、平成27年度入試へ向けて252名の参加があり、微増させることができた。看護学科志望の参加者は204名で減少した。近隣四年制大学の看護学科開設の影響と考えられる。オープンキャンパスへの参加生徒を一人でも多く受験させることが望まれ、参加者に学内情報を伝える「ニュースレター」の発行を3回行った。しかし、学園祭への参加数/ニュースレターによる招待数の比率は低く、開封率は低いと予測され、新たな手法が必要である。AO入試には積極的な勧誘を行い一定の成果はあげたが、推薦入試や一般入試につなげる方策を検討する必要がある。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項

「改正認定こども園法」制定にともなう「特例講座」開設

平成 27 年 4 月施行予定の「改正認定こども園法」により、幼保連携型認定こども園の保育者は幼稚園免許と保育士資格の両方を持たなければならなくなる。それにともない、どちらか一方の免許・資格を持ち、かつ 3 年以上の保育現場での実務経験を持つ者は、法律施行から 5 年以内の时限立法により、8 単位の特例授業科目を修得することで、他方の資格・免許が取得できる制度ができた。

本学子ども教育学科の前身の初等教育学科は平成 13 年度から保育士養成校となつたので、それ以前の卒業生には幼稚園免許しか取得していない者が多い。その卒業生達の保育士資格取得を助ける必要性もあり、平成 26 年度学則に特例授業科目を新設し、夏期に 16 日間の集中講座で 8 単位すべて開講し、また通常の教育課程の中でも科目等履修生として必要科目を修得可能なシステムを構築した。

また同時に、本学のように幼稚園教諭養成を行う認定課程を置く大学においてはこの特例に応じた 8 単位の講座・科目の開設をし、希望者を受け入れるようにという文部科学省・厚生労働省からの要請に応じ、同じく平成 26 年度学則に幼稚園免許取得のための特例授業科目を新設した。保育士資格取得のための講座と並行して夏期に 16 日間の集中講座で 8 単位すべて開講し、また通常の教育課程の中でも科目等履修生として必要科目を修得可能なシステムを構築し、条件を満たす社会人を広く受け入れることとした。その結果、平成 26 年度は保育士資格取得のための特例講座受講者 85 名、幼稚園教諭免許取得のための特例講座受講者 12 名を受け入れ、その全員が必要単位を修得した。

平成26年度 保育士資格取得のための特例講座(夏期集中)

	8月8日 (金)	8月9日 (土)	8月11日 (月)	8月12日 (火)	8月13日 (水)	8月14日 (木)	8月15日 (金)	8月16日 (土)
I 限 8:50～ 10:20	保健と食と 栄養(1)	保健と食と 栄養(3)	保健と食と 栄養(5)	保健と食と 栄養(7)	保健と食と 栄養(9)	保健と食と 栄養(11)	保健と食と 栄養(13)	保健と食と 栄養(15)
II 限 10:30～ 12:00	保健と食と 栄養(2)	保健と食と 栄養(4)	保健と食と 栄養(6)	保健と食と 栄養(8)	保健と食と 栄養(10)	保健と食と 栄養(12)	保健と食と 栄養(14)	試験 (保健と食と 栄養)
III 限 12:50～ 2:20	福祉と養護 (1)	福祉と養護 (3)	福祉と養護 (5)	福祉と養護 (7)	福祉と養護 (9)	福祉と養護 (11)	福祉と養護 (13)	福祉と養護 (15)
IV 限 2:30～ 4:00	福祉と養護 (2)	福祉と養護 (4)	福祉と養護 (6)	福祉と養護 (8)	福祉と養護 (10)	福祉と養護 (12)	福祉と養護 (14)	試験 (福祉と養 護)

	8月18日 (月)	8月19日 (火)	8月20日 (水)	8月21日 (木)	8月22日 (金)	8月23日 (土)	8月25日 (月)	8月26日 (火)
I 限 8:50～ 10:20	相談支援 (1)	相談支援 (3)	相談支援 (5)	相談支援 (7)	相談支援 (9)	相談支援 (11)	相談支援 (13)	相談支援 (15)
II 限 10:30～ 12:00	相談支援 (2)	相談支援 (4)	相談支援 (6)	相談支援 (8)	相談支援 (10)	相談支援 (12)	相談支援 (14)	試験 (相談支援)
III 限 12:50～ 2:20	乳児保育 (1)	乳児保育 (3)	乳児保育 (5)	乳児保育 (7)	乳児保育 (9)	乳児保育 (11)	乳児保育 (13)	乳児保育 (15)
IV 限 2:30～ 4:00	乳児保育 (2)	乳児保育 (4)	乳児保育 (6)	乳児保育 (8)	乳児保育 (10)	乳児保育 (12)	乳児保育 (14)	試験 (乳児保育)

平成26年度 幼稚園教諭免許状取得のための特例講座(夏期集中)

	8月8日 (金)	8月9日 (土)	8月11日 (月)	8月12日 (火)	8月13日 (水)	8月14日 (木)	8月15日 (金)	8月16日 (土)
I 限 8:50～ 10:20	教育原理 (1)	教育原理 (3)	教育原理 (5)	教育原理 (7)	教育方法 (1)	教育方法 (5)	幼児理解の 理論及び方 法(1)	幼児理解の 理論及び方 法(3)
II 限 10:30～ 12:00	教育原理 (2)	教育原理 (4)	教育原理 (6)	教育原理 (8)	教育方法 (2)	教育方法 (6)	幼児理解の 理論及び方 法(2)	幼児理解の 理論及び方 法(4)
III 限 12:50～ 2:20	教育課程総 論(1)	教育課程総 論(3)	教育課程総 論(5)	教育課程総 論(7)	教育方法 (3)	教育方法 (7)	教育原理 (9)	教育原理 (11)
IV 限 2:30～ 4:00	教育課程総 論(2)	教育課程総 論(4)	教育課程総 論(6)	教育課程総 論(8)	教育方法 (4)	教育方法 (8)	教育原理 (10)	教育原理 (12)
				試験		試験		

	8月18日 (月)	8月19日 (火)	8月20日 (水)	8月21日 (木)	8月22日 (金)	8月23日 (土)	8月25日 (月)	8月26日 (火)
I 限 8:50～ 10:20	教育原理 (13)	保育内容の 指導法(1)	幼児理解の 理論及び方 法(5)	幼児理解の 理論及び方 法(7)	保育内容の 指導法(3)	保育内容の 指導法(5)	保育内容の 指導法(7)	教育者論 (13)
II 限 10:30～ 12:00	教育原理 (14)	保育内容の 指導法(2)	幼児理解の 理論及び方 法(6)	幼児理解の理 論及び方法 (8) 試験	保育内容の 指導法(4)	保育内容の 指導法(6)	保育内容の 指導法(8) 試験	教育者論 (14)
III 限 12:50～ 2:20	教育原理 (15)	教育者論 (1)	教育者論 (3)	教育者論 (5)	教育者論 (7)	教育者論 (9)	教育者論 (11)	教育者論 (15)
IV 限 2:30～ 4:00	試験 (教育原理)	教育者論 (2)	教育者論 (4)	教育者論 (6)	教育者論 (8)	教育者論 (10)	教育者論 (12)	試験 (教育者論)

【基準Ⅲ 教育資源】

■基準Ⅲ-A 人的資源

(a) 要約

教員組織については、設置基準に対して、子ども教育学科では 1.8 倍、看護学科では 2.1 倍、短期大学全体として 1.6 倍の専任教員を確保している。英語においては外国人教員も採用している。教員の研究費及び旅費については、各教員が柔軟に使用できるように配慮している。両学科において専任教員、非常勤教員とともに「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて各学科の円滑な運営を担っている。

研究室については、専任教員に対して個室または共同（二人）の研究室を整備し、研究日を週 2 日設けており、「個人研究費」「特別研究費」が支給されている。また、科学研究費補助金など外部の研究資金の獲得実績も存在する。教育研究活動の成果は、教員が所属する学会誌や専門誌以外に、本学の「大阪信愛女学院短期大学紀要」および本学児童教育研究所の「児童教育研究所所報」や本学生命環境総合研究所の論文集「人と環境」に投稿が可能である。これらの研究業績は各年度末に「大阪信愛女学院短期大学紀要」に「教員研究活動報告書」として公表することが義務づけられている。

事務組織については、法人事務部を含め 39 名が勤務している。この内、短期大学に 15 名が配属されている。業務内容（教学関係、財務関係、営繕関係など）によって、短期大学と法人部門が連携して業務を遂行している。短期大学教務部を中心に S D 活動が展開されている。人事管理については、就業規則等の諸規程を整備し、適正に行われている。

學習目的に応じてコンピュータの設置、無線 LAN の導入、不正アクセス防止に必要な対策等を行っている。防災対策として「危機管理マニュアル」や「消防計画」を作成し、消防設備の定期点検および両学科で毎年防火・地震避難訓練を授業中の学生・教職員なども参加して実施している。

(b) 改善計画

教員と事務職員が一体となってよりよい教育への対応ができているが、S D 活動のための組織的体制が十分でないので、法人事務職員等と合同して S D 委員会を立ち上げ、体系的かつ実効性のある活動を展開していきたい。

■基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している

(a) 現状

本学は、子ども教育学科および看護学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて必要な教員組織を編成している。現在の専任教員数および職位等は表Ⅲ-1 に示す通りである。専任教員は 39 名で短期大学設置基準に定める教員数 24 名を充足している。

表Ⅲ-1 大阪信愛女学院短期大学の専任教員数

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
子ども教育学科	10	7	0	1	18	10		3	0	24	
看護学科	7	6	2	6	21	10		3	3	11	
(小計)	17	13	2	7	39	20①		6③	3	35	
[その他の組織等]											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							4②	2④			
(合計)	17	13	2	7	39	24 ① ②		8 ③+④	3	35	

平成 26 年 5 月現在 教員組織の概要 再掲

職位については、短期大学設置基準第 22 条（別表第一イ及びロの 3 割以上は教授とする）で定められ、子ども教育学科においては必要専任教員 10 名の内教授 4 名以上、看護学科においては、必要専任教員 10 名の内教授 4 名以上が必要であるが、いずれも基準を満たしている。

専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。これらの情報の概要はウェブサイトで公開している。看護学科については、設立時及び設置計画履行状況調査期間中などにおいて教員審査を受け、適合と認められた教員が 12 名在籍している。学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員（助手）を配置している。

専任教員の新規採用および昇任については、「就業規則」及び「大阪信愛女学院短期大学教員資格審査規程」に基づいて第一項教授会で資格審査の後、理事会で採用が決定される。また、新規採用に当たっては、「本学の建学の精神・教育理念・教育の使命に共感し、その運営に参画できる能力と協力姿勢を有する」ことをその採用の条件として重視している。

(1) 人材確保の不断の努力

人材養成目的は、本学の建学の精神やそれを基にしたディプロマポリシーにも明記されているように、学生が自己の能力を開発し、女性としてよりよい社会の建設に貢献することを実践できる人材の育成である。その理念に立ってカリキュラムに即した教員を確保すること、また、学生を陶冶・育成するには教職員の人格形成が最重要であることから、入職後、建学の精神を理解し、学生に向けて強力に発信できる人材の確保や涵養に努めている。

(2) 専任教員数

社会の変化や多様化する学生のニーズを常に把握しながら、教員組織の在り方を検討している。全体としての適正規模の範囲で、教育研究に資する人材であれば、その確保と充実を図ってきた。その結果、本学の短期大学設置基準に対する充足率は、子ども教育学科では1.8倍、看護学科では2.1倍、短期大学全体として1.6倍となっている。これにより、本学の特徴の一つである少人数グループ担任制の運用が容易になされるとともに、学生の対応能力の向上・充実を目指す体制を専任教員を中心に具現化している。

(3) 年齢構成

専任教員の年齢構成については、開学当初より本学は定年退職年齢が70歳を採っており、現在の年齢構成の偏りはその結果である。これらを是正するため平成20年度に新規採用者の定年年齢が65歳に改正され、平成25年度にはすべての在職者に定年年齢65歳が適用された。

(4) 採用・昇任実施の状況

教員採用規程、教員昇任規程に基づき実施している。

(b) 課題

カリキュラムポリシーに基づいて、円滑に教学の運営ができるよう教員組織を整備しており、現段階では特に課題はない。人材確保の不断の努力は必要不可欠のものであるが、通常、短期大学での教員人事の流動性は小さく、定着率が高い職種でもある。平成25年度の定年年齢の変更により新規採用の機会が増すことが予測される。今後、若手教員の採用などを含め、カリキュラムの編成に応じた専任教員体制の維持・強化策を検討していきたい。

■基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている

(a) 現状

本学の子ども教育学科では、「キリスト教的人間観に基づく豊かな人間性と幅広い教養を育み、子ども一人ひとりの心に添い、人間として生きる力の基礎が育つよう、また、内面の育ちの過程を重視し、子ども一人ひとりの自己形成の営みを保障し支える保育ができる保育者の育成」を目指してきた。看護学科では、「キリスト教的人間観に基づく豊かな人間性と幅広い教養を育み、生命倫理やいのちの尊厳を大切にする、患

者の視点に立った質の高い看護サービスを提供できる看護師、高齢化社会、地域社会等において積極的かつ持続的な貢献を目指す看護師の育成」を目指してきた。

これらを達成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づいた担当授業科目の内容充実や指導方法の改善に取り組み、研究発表や学会活動等で研究成果をあげている。

本学では教員の教育研究活動を活発化し、促進するために「教育研究活動推進規程」を設けている。

(1) 研究について

①教育研究業績報告書

本学では教員の教育研究活動を活発化し、促進するために、教育研究業績として報告を求めている。その内容は1年間の学術論文・著書出版等の研究・学会活動、演奏活動、公的・社会的活動等である。「大阪信愛女学院短期大学紀要」に研究活動報告として掲載、公表している。

これにより、各教員の教育研究活動状況を把握、業績内容の質を検証し、研究教育活動の維持・向上に努めている。

表III-2に平成22年度から平成26年度までの教員の研究活動業績を示す。毎年、およそ半数の教員が何らかの研究業績を示している。

表III-2 教員の研究活動実績（平成22年度～平成26年度）

		研究 教員 数	著作 数	論文 数	学会 等発 表数	国際 会議 発表 数	演奏 会展 覧会 等の 回数	国際 的活 動数	講演 数	その 他の 業績
26年度	子ども	6	0	4	2	0	8	1	0	2
	看護	11	1	20	12	1	0	0	1	2
25年度	子ども	8	4	3	0	0	18	2	2	0
	看護	10	1	6	10	4	0	0	3	2
24年度	子ども	7	1	3	2	0	19	4	0	2
	看護	11	1	13	15	2	0	0	8	3
23年度	子ども	9	1	2	2	0	17	1	3	6
	看護	11	0	8	18	0	0	0	2	2
22年度	子ども	12	1	3	1	0	19	5	3	1
	看護	10	2	10	8	1	0	0	5	1

②研究成果の発表の機会

研究活動や教育実践に関する研究発表の場として、「大阪信愛女学院短期大学紀要」を年1回(査読あり)発行している。本紀要は、国立情報学研究所によるCiNii (NII)

学術情報ナビゲータ（サイニイ）に掲載され、世界の研究者が閲覧できる。生命環境総合研究所は「論文集　人と環境」（査読あり）を刊行し、本学ウェブサイトで公開して学外の研究者にも発信している。児童教育研究所は「児童教育研究所所報」を刊行している。これらの研究誌への投稿・発表は、両学科に所属する常勤教員が対象であるが、連名者はこの限りではない。また、非常勤教員については、教授会の議を経て投稿を許可する。

学会などにおける研究発表に関しては、必ず補講を行うことを条件として、参加を許可している。学会発表については、参加費、交通費、宿泊費を補助している。専任教員の国際会議での発表については、予算措置が必要なため前年度に伺書の提出を求めている。

③個人研究費・研究旅費

研究費に関する支給規程は設けていない。しかし、本学の「教育研究活動推進規程」において、教育研究水準の向上に努め、本学の目的及び社会的使命を達成するために、研究活動を推進し、その結果を積極的に公開することと定めている。専任教員の研究活動を円滑にするための研究費は、本学では制度上、研究室または学科予算の中に一括している。なお、学会諸会費、旅費、機器・備品費、図書費等は別途申請している。学会の年会費については、1学会に限り支払われる。このように予算の中において適切に配分されている。また、必要かつ重要と認められる課題については、学長承認の上、特別予算の枠組みを設けている。このように各教員がより柔軟に研究費と研究旅費を使用できるように配慮している。国際学会等への発表については、予算措置が必要なため開催前年度に海外出張伺いを必要とされる。

④科学研究費補助金等

科学研究費補助金など外部の研究資金の本学における獲得実績は、平成25年度には継続も含め3名の教員が科研費の助成を受けている。平成26年度には「私立大学等改革総合支援事業」の採択を目指して、検討取り組みを進めている。

⑤研究室

専任教員の研究室等の整備状況については、すべての専任教員に対して個室又は共同（2人）の研究室を確保している。また、研究室内の整備に関しては、机、書棚、コンピュータ（インターネット回線を接続）を配備し、教育・研究が遂行できるよう配慮している。

⑥研究・研修の時間確保

「教育研究活動推進規程」において、1週間あたり2日間の研究日（1日は土曜日）を設けることを定めている。研究日は教育及び学務に支障のない範囲で活用することにしている。研究日は申請により許可し、希望する教員（基本的に全員）は毎年研究日申請書を提出する。各教員は、研究・研修を学科の教育課程編成・実施の方針に基づき行っている。研究・研修出張等に関しては、授業を最優先としているが、定められた授業回数を満たすため、必ず補講を行うことを条件として、学会出張や研修会の参加を許可するなど研究発表や研修機会の確保に努めている。専任教員の海外留学については規程（「大阪信愛女学院短期大学在外研究等に関する規程」）があり、前年度に申請し、留学、海外研修の機会を確保している。

(2) 教育について

①学生による授業評価の活用

平成12年度後期から自己点検・評価の一環として実施して以来、自己点検・評価委員会(平成17年度よりFD委員会が担当部署となった)の下に、全授業に関して前期、後期の授業終了時に実施してきている。評価集計結果を科目担当者に提示するとともに、専任、兼任を問わず全教員が担当科目の改善方策や学生のコメントに対する改善策などについて「授業改善計画書」をFD委員会を通じて学長に提出している。また、授業評価の低い教員に対しては学科長、学長が当該教員から事情聴取をして、授業改善を促している。また、授業評価の低い兼任教員(非常勤教員)に対しては、次年度以降の契約を締結しない場合もある。

② FD活動

外部講師等による講演会の開催による教育・研究活動の活発化とともに、平成18年度より授業公開(当初は授業公開を希望した教員のみによる)を導入してきたが、平成25年度より全科目に授業公開を義務付けた。全教員に年間2回の授業参観を義務付け、授業参観後に報告書を提出する。授業参観を受けた教員は、報告書を授業改善に活用している。

③教員の関係部署との関係

教員が学習成果の向上を図る上で、学内の関係部署との連携は不可欠であり、教務部、学生部、カトリック教育部、入試部、就職部、児童教育研究所、生命環境総合研究所などのすべてに教員が配属され、それぞれの役割の中で教学組織に係わっている。これら事務組織と教学組織との間の連携・協力関係は確立されており、例えば、教員組織である教務委員会には事務組織からも出席し、教育・研究の向上・改善に向け協議に参加している。その結果を教授会で審議または報告している。

事務組織と教学組織は対等の立場にあることから、相対的独自性は確保しつつ、同時に、各種教学組織上の委員会と、それをサポートする各事務組織とは有機的に結ばれており、効果的に機能している。

(3) 「大阪信愛女学院短期大学紀要」及びその他の研究報告論集

研究活動や教育実践に関する研究発表の場として、「大阪信愛女学院短期大学紀要」が年1回(査読あり)刊行されている。また、児童教育研究所から「児童教育研究所所報」、生命環境総合研究所から「人と環境」(査読あり)が刊行されている。「人と環境」については、本学ウェブサイト上で公開して学外にも発信している。これらの研究誌への投稿・発表は、両学科に所属する常勤教員が対象であるが、連名者はこの限りではない。また、非常勤教員については、教授会の議を経て投稿を許可する。

このように、各教員の教育研究活動状況を把握、業績内容の質を検証し、研究教育活動の維持・向上に努めている。

(b) 課題

学生教育指導の裏付けとして理論面での研究が重要なことは教員の一致した認識である。研究活動の多くは各教員が各自の専攻研究領域について行われているが、現実

として前期 15 回の講義回数の確保が必須の条件であり、臨地実習等により夏季休暇も研究時間が取り難い現状がある。しかし、見方によっては身近な教育現場での研究材料（教育方法研究、教材研究、教育効果の研究、日常学生指導等など）は豊富にあるといえる。各教員が研究に関する思考転換をするとともに、各分野の教員が共同して各種助成事業や外部競争資金の獲得に向けた研究体制を構築する必要がある。

■基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している

(a) 現状

学校法人大阪信愛女学院には同一法人傘下として保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学があり、城東区の同一敷地内（城東キャンパスと呼称）におかれている。城東キャンパスよりおよそ徒歩 5 分の位置に学舎があり（鶴見キャンパスと呼称）、看護学科の専門施設を設置している。

短期大学事務組織は、短期大学事務長の下、教務部、学生部（学生厚生課を含む）、就職部、入試部に職員が配置されている。少人数の職員ではあるが各部の専門性を理解し、適切な事務処理に努めている。就業規則及び就業規則に基づく諸規程、学院管理組織規程が整備され、その規程のもと、各部の業務分担を定め業務を遂行している。また、コンピュータやコピー機、印刷機器の操作に慣れ、成績書、証明書、各教材プリント印刷などを適切に処理している。防災避難訓練の実施、各教室の管理、施錠など管理を行っている。

一部の事務職員は法人事務部に所属し、別に短期大学には両学科合わせて 15 名が配属されている。法人及び短期大学の業務分担は、例えば、短期大学では教務部・学生部・就職部・入試部などの日常業務は短期大学所属の事務長及び職員が担当し、経理事務（科研費の経理処理を含む）及び金銭出納業務等を法人事務職員が担当している。短期大学の業務を円滑に進めるため、法人、短期大学の所属にこだわることなく、全職員が補い合って業務を遂行している。また、業務分担の変更や法人内での人事異動が行われるなど、法人、短期大学間での職員の交流がある。

図書館は城東キャンパスに存在する。これに所属する職員は、司書職員が 6 名であり、鶴見キャンパスに図書館分館が設置され、司書 1 名が配属され、文献検索、図書検索等の相談、指導をしている。医学・看護学系の図書を中心に配置し、本館と同一のサービスが受けられるように配慮され、看護学科学生の便宜を図っている。

S D 活動については特に規程はないが、重要事項と認識し、大阪私立短期大学協会の協同 S D 推進委員会の研修会、カトリック短大事務研修会へ出席し S D 開発に努めている。また、修道会が主催する姉妹校向けの信愛教育研修会へ教職員を派遣し、それらの内容を関係の委員会や短期大学教職員会で報告し共有（「分かち合い」と称している）を図っている。

業務や事務処理を効率的に行うため毎年見直しをおこない、最善となるよう努力している。また、教員免許や保育士資格の一括申請や看護師国家試験受験手続は規定事項の変更がないかを毎年確認し、遗漏の無いように努めている。

学生への応対では、〔追加〕平成 25 年 2 月の子ども教育学科卒業時アンケート項目中「事務窓口の応対がていねいであった」において「強くそう思う、そう思う」

の回答が 77.6% であった。

(b) 課題

小規模校のため職員数が少なく担当部署以外の業務にも精通しておくよう今まで以上に努力したい。特に窓口業務は、学生の日常生活上の相談も多く、一人ひとりの学生に第二の担任として適切な応対ができるよう教員と事務職員との日常的な打ち合わせをより密にしたい。SD活動は実施されているが、推進規程を整備するとともに教職員で情報の共有化を一層進め、学生生活の満足度をより高めたい。

■基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている

(a) 現状

教職員の就業など人事管理に関しては法人本部総務部が主管しており、日常の業務運営については、その指揮のもとに遂行されている。法人本部では円滑な業務運営及び組織秩序維持のため、教職員の就業に関する諸規程に基づき適正に管理している。

「就業規則」は入職時に法人本部責任者から規程の概要を説明され、配布される。新入教職員については、4月の辞令交付式の後、「新規採用教職員研修会」を実施し、理事長ならびに学長による建学の精神を含め学院の教育方針、運営方針等の講話、及び短期大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園等の主担者からの説明、事務局からの服務についての説明等をおこなうなど、円滑な業務運営ができるように研修を実施している。

(b) 課題

人事上の人員入れ替えを計画的に進めることが緊急の課題である。特に子ども教育学科では、教員の平均年齢が 62.4 歳(平成 26 年 5 月現在)と高年齢化が進んでいる。看護学科では、平成 22 年度の設置以来、毎年度 2 名から 5 名の自己都合退職者が発生している。その中で、いかに建学の精神と本学の特色を堅持しつつ優秀な人材を確保するか、人事管理を今後計画的に具体化する必要があるものと認識している。

教職員の人事評価制度については、評価方法、評価結果の明確化など、その導入は時期尚早の感があるが、教職員のモチベーションの向上につながる方策の検討が必要である。

■基準Ⅲ-B 物的資源

(a) 要約

本学のキャンパスは、城東キャンパスと鶴見キャンパスの2学舎で構成されている。城東キャンパスは主として子ども教育学科に、鶴見キャンパスは主に看護学科に所属しているが、一般教育科目などは両学科の学生が両キャンパスを共用している。校地・校舎ともに短期大学設置基準を充足し、適切で、十分な面積を有している。キャンパスには一般教室、演習室、実験室、看護実習室、図書館、体育館、運動場、プール、講堂などが配置され、必要な教育用機器も整備されている。エレベーター、点字表示など障がい者に向けた設備も充足しつつある。

施設設備の維持管理は、規程に則り、法人事務局が適切に行っている。

(b) 改善計画

学生にとって安全で快適な居心地の良いキャンパス・教育環境を目指して、バリアフリー化、省エネルギー対策、コンピュータ環境整備を推進する。

本学の「危機管理マニュアル」に基づいて、学内セキュリティ対策の見直しを進めている。城東キャンパスにおいては警備員2名が常駐し、夜間は機械警備に切り替えている。鶴見キャンパスでは、通常の出入り口1カ所であることから、職員による入退管理を実施し、夜間は同じく機械警備を行っている。今後、学生の修学時間の管理と安全性の確保を平行して検証しながら、必要な改善を実施したい。

情報システムのセキュリティについては、学術情報ネットワーク利用規程や個人情報保護規程などによって管理しているが、年々変化する現代社会のニーズに答えながらも学校責任を果たせるよう、見直しを逐次実施していくかなければならない。

■基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している

(a) 現状

校地、校舎、図書館などの専門施設などの物的資源については、学科の教育課程編成・実施上、問題なく整備活用がなされている。

校地面積は、短期大学設置基準に規定する校地面積 $4,800\text{ m}^2$ に対し $9,619.57\text{ m}^2$ を所有しており、設置基準上十分な校地を有している。

運動場に関しては、本法人が設置する学校（小学校、中学校、高等学校）と共にではあるが、屋外運動場 $9,594\text{ m}^2$ 及び屋内運動場（プール含む） $4,556\text{ m}^2$ が利用可能で適切な面積の運動場を有している。

校舎面積は、短期大設置基準に規定する校舎面積 $4,650\text{ m}^2$ に対し $10,179.71\text{ m}^2$ を所有しており、設置基準上十分な校舎を有している。

校地と校舎は障がい者に対応している。短期大学鶴見学舎は平成13年建築、短期大学城東学舎は平成15年に全面改修しており、スロープ、エレベーター、自動ドア、点字ブロック、障がい者用トイレ、音響設備など、全学的なバリアフリー化に取り組んでいる。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、

実験・実習室を整備している。

通信制は実施していない。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品に関しては、毎年度予算編成において計画的に整備を進めている。

適切な面積の図書館などを有している。図書館は、現在、子ども教育学科がある本館（城東キャンパス）と看護学科がある鶴見学舎メディアスペースで構成されている。本館（城東キャンパス）は昭和 57 年 4 月に開館し、地下 1 階、地上 5 階延床面積 2,568 m² の建物である。現在の本館は、キャレルを含めた 257 の閲覧席と研究室 7 室を用意し、学生数の 57% の座席数を確保している。

鶴見学舎メディアスペースは 1 階に平成 13 年 10 月に開館し、延床面積 190 m² である。現在の鶴見学舎メディアスペースは、ソファーを含めた 58 の閲覧席を用意し、看護学科学生数の 21.7% の座席数を確保している。

図書館の蔵書数、学術雑誌数、A V 資料数及び座席数などは、十分に充足しているものと考える。（表 III-2）

購入図書選定システムや廃棄システムが確立しており、「大阪信愛女学院短期大学図書館資料収集・管理規程」に基づいて収集・管理している。

図書館図書の選定は館員によるシラバスに基づいた選書、学生・教職員のリクエストなどにより行い、研究室図書の選定は研究室ごとに行っている。研究室図書を含め教員からの申請が少なく偏りが見られる。購入申請はカタログによる提出や E メールでの受付を行っているが、学内 LAN を利用した選書システムの構築なども今後検討していかねばならない。

全ての資料については重複調査を行い、高額資料については協議の上、調整を行っている。看護学科の資料については、学生の利用頻度が高い資料の複本の選定にもその都度対応をしている。雑誌は年に 1 回希望調査を行い、極力共同利用をお願いしている。

古本・古雑誌及び破損・紛失資料や 3 年間不明の資料を中心に毎年廃棄を行っている。廃棄図書などは、リサイクルブックフェアを適時開催し、利用希望者に無料提供している。書架の収容能力の限界は毎年検討課題になっているが、当面書架増設が望めないため、地下書庫の整理を行うことにより部分解決を図っている。

表Ⅲ－2 図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数など(平成 27 年 3 月末現在)

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌		視聴覚資 料 (点)	機械・器 具 (点)	標本 (点)
		〔うち外国書〕(種)	電子 ジャーナル 〔うち外国図書〕			
子ども教育学科	57,833[4,385]	43[1]	0	4,744	1000	100
看護学科	41,460[2,448]	53[0]	0	1,042	3000	200
計	99,293[6,833]	96[1]	0	5,786	4000	300

図書館		面積 (m ²)	閲覧席数	収納可能冊数
		本館	257 席	190,000 冊
	鶴見キャンパス	190 m ²	58 席	8,000 冊
	合計	2,758 m ²	315 席	198,000 冊

図書館では子ども教育学科と看護学科それぞれの教育・研究活動に沿うよう、蔵書構成に留意しながら参考図書、関連図書の整備を行っている。貸出状況から子ども教育学科は教育学関係、芸術や絵本、特に実習のための実用書などが多く利用されている。看護学科も学科の特性上、利用のほとんどを看護・医学資料が占めている。

年々、資料費が厳しい状況になる中で、教職員との連携を強め、学生からのリクエストに応えるなどのきめ細かな図書館サービスを心掛け、必要とされる資料を速やかに提供できるよう蔵書の充実を図っていきたい。

適切な面積の体育館を有している。本法人が設置する学校（小学校、中学校、高等学校）と共にではあるが、第1体育館 1293.43 m²、第2体育館 694.56 m²、プール・第3体育館 2568.14 m²の体育館を有しており、必要に応じ高等学校学舎ホール 311 m²など他校の施設も利用することが可能である。

(b) 課題

本学が活用する施設・設備の一部は、本法人が設置する他校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園など）と共にする場合があるので、他校と問題なく活用ができるよう、スムーズな調整を心掛けている。また、年々増大・多様化する教学上のニーズに応えるため、計画的な施設・設備の更新が求められる。

■基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている

(a) 現状

固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。固定資産管理、及び貯蔵品を含めた消耗品管理について、学校法人大阪信愛

女学院経理規程の中に「固定資産会計」、及び「物品会計」として「金銭会計」を含めて整備している。

諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）に関しては、規程に従って維持管理している。

火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。短期大学として「緊急災害対策本部」を設置し、緊急時に連携した連絡、対応などが実施できるように体制を構築している。また、学院の専門委員会として「危機管理委員会」を設置し、短期大学の危機管理マニュアルの整備だけではなく、併設する高等学校から幼稚園・保育園まで、そして学院全体の非常時における対応の強化に努めている。阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓から震災時の帰宅困難生を想定した食料・飲料水の備蓄を行っている。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。災害設備・機器点検は、毎年3月と8月に実施し、都度不備が認められた設備などの改修更新を実施している。また、所管である城東消防署ならびに鶴見消防署とも連携し、日常的な相談や定期的な点検指導も実施していただいている。災害訓練は基本的に年1回実施し、平成25年度は6月19日に実施した。城東学舎は城東消防署、鶴見学舎は鶴見消防署の立ち会いのもとに、通報訓練・消火訓練・避難訓練を実施した。平成26年度は、子ども教育学科は10月8日、看護学科は5月14日に実施予定である。

コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。学内のサーバ及びクライアントコンピュータにはウィルス対策ソフトを導入している。また外部からの不正アクセスを防止するためファイアーウォールを設置している。ファイアーウォールは冗長化されており、安定稼働を確保している。学内ネットワークにおいては、教育用・研究用・事務用のネットワークセグメントをスイッチによって分離し安全管理している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。短期大学城東学舎では、階段や通路等の蛍光灯の点灯・消灯に人感知式を採用、また、城東学舎、鶴見学舎とも、常時点灯している誘導灯には省エネルギー型を設置するなど、省エネ及び電気代の節約につなげている。エアコンには、省電力・低ランニングコストとされているガスヒートポンプエアコンを採用している。

学院全体取り組みとして、地下水を利用することによる緊急時の水資源の確保、及び省コスト化を図っている。また、学院聖堂において屋上緑化対策を実施しており、建物の断熱性ならびに防音性の向上に役立つとともに、学院キャンパスの全体的な緑化推進によってヒートアイランド現象への対策につながっているものと考える。

学生に対しては、コンピュータなどの電源をこまめに落とす、手洗い時の節水を呼びかけるなど、ガイダンスの際や学生便覧にて呼びかけをおこなっている。

(b) 課題

防災・省エネルギー対策について、教職員の意識を高めて、定例の訓練及び設備

の計画的な更新を行いながら、エコキャンパスに向けた取り組みを推進したい。

短期大学城東は、昭和 34 年の建築であるが平成 15 年に全面改修を実施している。鶴見学舎は平成 13 年の竣工で、比較的新しい建物である。施設の維持管理で課題であるのは、昭和 40 年及び昭和 55 年建築の体育館、昭和 39 年建築の食堂兼講堂などの学院共用施設である。特に耐震上の問題も出てきており、今後、計画的な改修更新の必要性がある。短期大学附属図書館は昭和 56 年の建築であるが、耐震上及び構造上特段の問題はないという診断結果が出ている（平成 25 年度診断実施）。

■基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) 要約

教育研究の成果を支援する技術的資源として、各教室には視聴覚教育機器は整備されている。また、コンピュータや情報インフラ（学内 LAN、キャンパス間ネットワーク及びインターネット接続環境）を整備し、日常的に情報通信技術の活用を実践している。

学生が円滑に活用できる情報機器環境を整備する上で、導入ソフトやデータ保存に配慮している。現在、情報リテラシーの向上を図る必修科目を設定しており、入学時から学生生活において有効活用できることを目指している。

利用者の利便性や情報機器の利用状況に配慮し、維持管理など経費面も考慮して設備を配置するよう努めている。

現在、情報関連科目だけでなく、教養科目や専門科目においても、情報機器の活用は活発に行われている。

(b) 改善計画

教育の方法や技術の動向を的確に把握し、情報機器やネットワーク設備の維持更新を図り、学生への情報提供や情報共有を円滑に実施できる情報通信環境を計画的に整備していく。

■基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している

(a) 現状

各教室には、プロジェクター、スクリーン、DVDプレーヤー、教材提示装置などが整備されており、教員が授業に活用している。

技術的資源の整備は、情報委員会が行っている。学内ネットワークは、教員研究室、情報メディア教室、普通教室、事務室に敷設され、各種サーバ及びインターネットへのアクセスが可能である。ファイルサーバ群が、導入後6年を経過しハードウェアの保守期限を迎えたため更新した。サーバの仮想化を図ることで物理台数を4台からバックアップ装置を含めて3台に削減した。そのことによって導入および維持管理の経費削減を目指している。サーバ上のデータは、バックアップ装置で定期的にバックアップを取って重要データの保全に配慮している。

本学は、城東キャンパスと鶴見キャンパスの2キャンパスに分かれているが、キャンパス間のネットワークにはVPNを活用し、両キャンパスからネットワーク資源を有效地に活用することができる。

基幹ハードウェアに関しては、導入時にメンテナンスサポートあるいは保守契約を結び、故障などに迅速に対応し授業や学務に支障のないように努めている。ソフトウェアも必要に応じてメンテナンス契約を結び、バージョンアップやアップデートなど維持管理に努めている。

鶴見キャンパスに、情報メディア教室を設置している。普通教室での利用に可動式

ラックに収納されたノート型コンピュータも準備している。その他メディアスペースに自由に利用できるコンピュータを設置している。同様に城東キャンパスではネットコーナーにコンピュータを設置している。

費用負担や利便性向上のためにネットワーク資源を学内と学外に分散設置している。ファイルサーバやWebサーバ、eラーニングサーバは、学内に設置している。一方メールサーバは、ウィルスやスパム対策のため教職員用にはホスティングサービスを、学生用にはアウトソーシングの教育用サービスを活用している。

授業や学校運営に活用できるよう専任教職員には一人1台のコンピュータを準備している。またデータの保存に研究用及び事務用ファイルサーバを設置し、専任教職員には、それぞれにホームディレクトリを設定している。非常勤教員にはノートパソコンを準備し、授業に活用できる体制を整備している。

鶴見キャンパスでは、教室で利用できる無線LANアクセスポイントが設置されており、本学が保有するノートパソコンを接続できる。

学生の情報リテラシー向上のため、子ども教育学科では、1年次「情報機器演習[a][b]」を必修科目としている。看護学科では、1年次前期「情報科学」を必修科目としている。また1年次後期に「応用情報科学」を設定し、やや高度なコンピュータの活用をめざしている。一連の科目で情報活用の実践力を習得するよう図っている。

コンピュータやネットワークなどの使用、コンピュータ関連機器のトラブルに関して、教職員に対しては情報委員会担当者が個別対応している。システム変更などに伴い、対応マニュアルの整備に努めている。

情報教育科目のみならず、その他の演習や課題解決でも学習者が主体的に活用できるよう授業がない時間帯はコンピュータ教室を開放している。ノートパソコンは校舎内の貸出も可能である。

(b) 課題

基幹サーバ群は今年度更新した。しかし学生が使用するクライアント機器は更新されておらず、技術的動向を踏まえて機器更新をいかに行うかが課題である。他大学で導入が増加しているBYOD（私的デバイス活用）を検討する必要があるかもしれない。また学生の主体的学習を積極的に推進するためにも、無線LAN設備を拡充し、安定的に稼働するネットワーク設備の整備と充実を検討したい。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

特になし。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

(a) 要約

本法人は幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学の5つの校種及び保育園の社会福祉施設を設置する法人であり、理事長は、学校法人全般の運営・管理においてリーダーシップを適切に發揮し、「建学の精神」に基づいて学校法人を代表して業務を行っている。また、理事長は、定められた法令を遵守し予算や事業計画の諮問ならびに決算や事業実績の報告を評議員会で行っており、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき本学ウェブサイト上に教育情報および財務情報等を掲載して、情報の公表・公開を行っている。また、財務情報については、本学院図書館にも備え、閲覧が可能となっている。理事長は寄附行為の規程に基づいて学校法人の意思決定機関としての理事会を適正に運営している。

学長は、「学長任用規程」に基づいて選任され、学校教育法第92条第3項「学長は公務をつかさどり、所属職員を統督する」に基づき、教学部門の最高責任者として教学部門の最高審議機関である教授会を適切に運営している。「学科部長会」を原則週1回開催し、教育研究活動が円滑に運営されるよう、教職員に対して式・命令・監督を行っており、本学の教学部門の運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は監査法人および事務局と連携しながら監査を行い、理事会に出席して意見を述べ、監査報告書を理事会・評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、理事長から諮問を受け、意見を表明している。

学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいて、毎年度各関係部署からの意向を集約した事業計画ならびに当年度予算を策定し、適切に決定すると共に、各部署において適正に執行しており、全般的なガバナンスが適切に機能している。

(b) 行動計画

理事長のリーダーシップは極めて適切に發揮されており、理事長の運営方針・中期ビジョンも具体的に教職員に周知されており、学院全般にわたる運営が、寄附行為、諸規程に則り、整齊と行われている。また、この運営方針、中期計画に基づいて、着実に施策を実行していく。

■基準IV-A 理事長のリーダーシップ

(a) 要約

理事長は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学の5つの校種及び保育園の社会福祉施設を設置する学校法人の代表者として建学の精神を堅持し、法人全般の運営・管理においてリーダーシップを適切に発揮している。修道女(シスター)として常に女子学生の目線に立った学校運営を心がけて、建学の精神に基づく、教育・研究環境の改善と経営の安定化に努めてきた。

教育研究の一層の向上と併せ、財務体質の強化にも理事長自らが適切にリーダーシップを発揮している。例えば短期大学では、初等教育学科(現 子ども教育学科)に保育士養成学校の指定認可・開設、人間環境学科(現 看護学科)の新学舎建設や初等教育学科学舎の全面改築、人間環境学科を改組転換し看護学科設置認可・開設、子ども教育学科の学生の保育力・教育力を強化するために、併設幼稚園を含めた保育所の設置(平成26年4月1日認可)を実施するなど、学院・短期大学の厳しい様々な局面に理事長として決断と采配を下し、教学面や財政面においても常にリーダーシップを発揮している。

また、寄附行為の規程に基づいて学校法人の最高意思決定機関としての理事会を適正に運営しており、法令に則って予算や事業計画を予め評議員会に諮問し、毎会計年度終了後には決算・事業実績を評議員会に報告している。

学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき本学ウェブサイト上に教育情報および財務情報等を掲載して、情報の公表・公開を行っている。また、財務情報については、本学院図書館にも備え、閲覧が可能となっている。理事長は寄附行為の規定に基づいて学校法人の意思決定機関としての理事会を適正に運営している。

(b) 改善計画

理事長のリーダーシップは極めて適切に発揮されており、理事長の経営方針・中長期ビジョンも具体的に教職員に周知されている。現状では改善すべき計画はない。

■基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している

(a) 現状

理事長は、学校法人を代表し、学校全般にわたる業務を総理する立場にあり、学校法人大阪信愛女学院寄附行為の規程に基づき理事会を開催し、学校法人の最高意思決定機関として適切に運営している。即ち、私立学校法の規程を踏まえて、本学校法人の寄附行為において「理事長は、この法人を代表し、その業務一切を総括する」(第八条)、「理事会は、理事長が招集する。」「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」(第十四条3)と定めており、これに則って学校法人を運営している。また、理事長は、予算や事業計画について予め評議員会に諮問するほか、毎会計年度終了後2か月以内に監事による監査を受け、理事会の議決した決算及び事業実績(財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書)を評議員会に報告して、その意見を求めている。

理事会は、本法人の管理運営面の最終意思決定機関としてすべての重要事項の決定を行っている。理事会の開催及び理事の出席状況等については24頁の表に示す通りで

ある。

毎回ほぼ全員の理事が出席し、活発な議論がなされている。このように本学では、原則月1回、理事長が招集し、議長を務めている。

この他、日常の業務を円滑かつ迅速に遂行するために、本学の寄附行為施行細則第七条に基づく理事協議会(学内理事が出席)が理事長の議長の下に週1回、開催されている。

理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営・管理に必要な諸規程を整備し、その遵守がなされるように適切に管理すると共に、短大運営に係る様々な法的責任があることも十分に認識している。また、寄附行為第六条の規程により短期大学学長が理事に選任されており、教学部門および経営部門との良好な意思疎通の関係が構築され、法人・教學が一体となった迅速な意思決定と円滑な教学運営を実現している。

理事長方針は、「建学の精神」に基づく「カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きること」を学院運営の中で具現化しようとするものである。このことを法人設置校すべての教職員が一堂に会する学院総合連絡会や新入職員就任式での訓示・講話、学院新聞、入試広報、同窓会誌、公開講座など、様々な方法で教職員および学生、生徒、園児、保護者、地域社会に発信し、学院の動向とともに、経営理念や理事長方針の具体的な内容を説明している。

理事会を構成する理事は、私立学校法第38条及び寄附行為に基づき適切に選任され、かつ学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規程も寄附行為に準用（寄附行為第六条）されており、本学の理事は法令に基づき適切に構成されているといえる。

また、各理事は学校法人の建学の精神を十分に理解し、本学の健全な経営について学識及び見識を有している。

(b) 課題

理事会・評議員会では経営改善計画や大学教育に対する提言や議論が活発に行われている。特に学院財政の健全化を迅速に進め、学院の維持・発展に努めるため、理事長がよりリーダーシップを發揮できるよう組織改革を推進したい。

■基準IV-B 学長のリーダーシップ

(a) 要約

学長は、教学全般の最高責任者として、教学部門の最高決議機関である教授会を招集し、その議長として適切に運営している。また、教育研究活動が円滑に運営されるよう、教職員に対し教学上の指導・監督を行っており、本学の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

教授会は原則として月1回開催されている。本学の教授会は、その審議内容により、第一項、第二項教授会に分けられている。教学に係る重要事項及び教員採用・承認・賞罰に関する審議は教授のみの構成員による第一項教授会で、教務・入試・学生に関する事項、その他の議案は第二項教授会（助教以上の全教員）で審議される。学長の短期大学運営に関する意思は、理事会、評議員会の運営方針ならびに学院組織である「学院運営協議会」や短期大学「学科部長会」の意見を得た上で教授会に諮られ、審議を経て実行に移される。また、学則改正など重要案件については、さらに理事会の決議を待って決定される。

教授会の学則上の規程は、大阪信愛女学院短期大学学則第11章「教授会」に記載されている。

学長は、教授会、学科会議をはじめ本学の重要な役割を担う各種委員会の招集権を有し、各種委員会での審議結果の報告を受けることで、本学内の実情を正確に把握できる。

以上のように学長は、教授会を規程に基づき開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。さらに、学長の下に学科部長会、学科会議をはじめ教育上の各種委員会（F D・S Dを含む）を設置し、規程等に基づいて適切に運営している。

(b) 改善計画

学生の学力低下と多様な人材を受け入れざるを得ない現状の中で、新たな教授法の開発や日常生活指導で学生に対応できる指導力やカウンセリング能力の涵養など、学習成果を獲得させるための教育改革が必須である。引き続き学長のリーダーシップの下で教学運営体制を整備し、教育の質の保証を担保するための向上策を推進したい。

■基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している

(a) 現状

学長の任命は、短期大学設置基準第22条の2及び「大阪信愛女学院短期大学学長任用規程」に基づき、理事会の承認を経て、理事長が任命している。

また、学長は、学校教育法第92条第3項「学長は、公務をつかさどり、所属職員を統督する」に基づき、教学全般の最高責任者として、教育研究活動が円滑に運営されるよう教職員に対し指揮・命令・監督を行っており、本学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長の主な権限事項は、以下の通りである。

（1）教授会・議長

本学の教授会は教学運営の基本方針である本学の「3つのポリシー」に則った教学運営のために審議を行っている。教授会には第一項教授会と第二項教授会とが存在する。「教授会規程」に基づき運営されている。第一項教授会は学長及び教授をもって構成されており、主に人事（教員任用資格審査、昇任、教員及び学生の賞罰等）を審議する。第二項教授会は主として日常の教学上の問題を審議する場であり、必要な都度これを開催しており、その構成は助教を含む全教員の出席を義務付けている。いずれの教授会も病気、校務出張等で欠席の場合は委任状の提出を求めている。

学長は教授会を招集し、その議長として提案された議題に対し、本学の「3つのポリシー」に則って全学的教育環境の充実という観点を維持しながら、教授会審議を遂行している。

（2）科部長会の開催等

学内の意思疎通及び円滑な学事運営を目的として、学長を議長とし、両学科長、各部長（カトリック教育部・教務部・学生部・入試部・就職部）を構成員とする会議を、原則として週1回開催している。また、子ども教育学科、看護学科の各々に学科会議を置いている。

小規模な短期大学であるので教員は、少人数担任制や本学の学生教育の重要な役割を担う各種委員会のどこかに所属して（複数の委員会に所属する教員もある）、教育活動を行っており、学生の状況を正確に把握できる。

以上のように学長は、教授会を規程に基づき開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。さらに、学長の下に教育上の各種委員会を設置し、規程などに基づいて適切に運営している。

（b）課題

教学部門の最高審議機関として教授会が機能している。法人と連携して学院の方針に沿った迅速な意思決定が行われており、学習成果を獲得するために教授会等の機能も発揮されている。短期大学教学運営体制は確立しているので特に問題はない。

■基準IV-C ガバナンス

(a) 要約

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適切な監査を行っている。評議員会は、理事会の諮問機関として適切に機能している。

また、事業計画の策定、予算の執行も関係部門の意向を集約して適切に行われており、学校法人全般としてガバナンスが適切に機能している。

資産運用は「資金運用規程」に基づいて適正に行われており、理事会、理事協議会ならびに評議員会に適宜運用状況を報告している。

予算の執行及び日常の出納業務は適正かつ円滑に行われており、試算表など財務関係書類は適時作成され、法人事務長より理事長に報告されている。定期毎および決算期末に監査法人による会計検査を受け、計算書類・財産目録などについては経営状況を適正に示している旨の監査報告を受けている。法令に従って、教育情報・財務情報などの公開を本学ウェブサイトなどで行っている。また、本学院図書館に財務関係書類を備え閲覧できるよう配慮している。

(b) 改善計画

学校法人並びに学校としてのガバナンスは適切に機能しているものと考えているが、組織の効率化、及び業務の迅速化を図る観点から、規程やマニュアルの見直し・修正を実施していきたい。

■基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている

(a) 現状

寄附行為第5条に役員定数として「監事2名」が規定され、監事2名のうち1名は外部監事である。監事の職務に関しては寄附行為に規定するところ、及び私立学校法第37条第3項に則り、職務は適正に遂行されている。監査法人の公認会計士および学院事務局と連携を取りながら、学院の業務および財産の状況について監査を行っている。

適宜、理事や法人事務長から事情聴取を実施し、基本年12回開催される理事会に出席して、監事の視点から意見を述べている。監査法人による決算監査が終了した後、関係法令に則って毎会計年度監査報告書を作成し、当該監査年度終了後2ヶ月以内に理事会および評議員会に提出している。

(b) 課題

現在のところ監事の業務遂行に特段の支障がなく運営されており、課題として特にない。

■基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している

(a) 現状

評議員会は寄附行為第20条の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切

に運営している。

評議員会は、理事の定数 9 名（平成 26 年 4 月 1 日現在実員 9 名）の 2 倍を超える 19 名の評議員をもって組織している。平成 26 年 4 月 1 日現在の評議員の実員も 19 名である。

評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。評議員会は、学校法人の予算・借入金、事業計画、寄附行為の変更、収益事業に関する重要事項、その他学校法人の業務に関する重要事項などに関して、私立学校法第 42 条の規定するところに従い、理事会へ意見を述べている。

(b) 課題

特になし。

■基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している

(a) 現状

学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

11 月：学院運営協議会（学院各校の責任者の集まり）にて、法人事務長から学長を通じて短期大学各部署へ来年度予算計画の提出を依頼する。

12 月：短期大学各部署の予算計画を短期大学事務長が取りまとめた上、短期大学の中・長期計画や前年度予算執行状況、短期重点項目などに基づいて予算案を作成する。

1 月：当年度予算の執行状況、法人全体及び学校の収支バランス、来年度予想される学生数及び納付金収入や補助金収入の想定金額、短中期計画による資金の確保や計画の実行など、本学の状況を法人全体で総合的に勘案した上、法人事務長より調整された予算原案を理事長に提出する。

3 月：予算原案が評議員会で審議された後、理事会にて承認・決定される。

毎年度 3 月末に決定された事業計画と次年度予算は、決定後速やかに（3 月末までに）関係部門・部署に通知している。また、入試広報関係の契約など予算確定までに準備を先行しなければならないものについては、稟議審査の上、必要最低限に限り柔軟な予算執行を認めている。

予算として購入等が認められている場合であっても、実際に予算を執行する際には、項目ごと個別に申請し決裁を受けなければならない。10 万円未満の場合は「購入伺書兼支払伝票」を、10 万円以上の場合は併せて「稟議書」を提出し、関係責任者→事務部長→学長→（稟議書の場合）理事長の流れで承認を受ける。すべての承認が得られた後、経理規程に従い、発注・納品検收・請求後支払を実施する。30 万円を超える高額な物品を購入しようとする場合は、契約等特別な理由がある場合をのぞいて、必ず 2 社以上から相見積りを取らなければならない。

予算の執行状況は、事務部門だけではなく、各研究室や委員会等の部署毎に管理を実施しており、全学をあげて予算の適正な執行に取り組んでいる。

日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。経理

に関することすべてにおいて、学校法人会計基準及び学校法人大阪信愛女学院経理規程に基づいて法人において統括処理をしており、理事長が任命する経理責任者により統括監理をおこなっている。したがって、日常的な出納業務が円滑に実施されている場合、経理責任者から理事長への報告はおこなっていない。

有価証券の購入や売却、資金の借入や貸付け、委任限度額を超える固定資産の取得や処分など、経理規程に定める重要な事項、もしくは、特別な事情のある場合は、経理責任者から理事長又は理事会へ速やかに報告・決済を実施している。

計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。毎会計年度において、監査法人による会計監査を実施している。平成 25 年度では全 12 日（のべ 45 名）の監査を受け、必要な指導・助言への対応をおこないながら、より適正な計算書類等を完成させている。

また、学校法人監事による内部監査も実施しており（年間全 2 回、のべ 4 名）、「学校法人大阪信愛女学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を適正に表示していると認める。また、学校法人の業務並びに財産に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。」旨の監査報告が理事会において承認されている。

公認会計士の監査意見への対応は適切である。公認会計士による監査報告を毎会計年度決算時に受けるとともに、監査概要報告として、監査法人が実施した監査の概要及び監査結果について参考となる事項の報告を受けている。監査の概要は、監査従事者、監査実施状況、主な監査手続の実施結果などである。計算書類の監査の結果に関する事項は、監査報告書の記載区分の変更、追記情報に関する事項、監査上重要な発見事項、その他の参考事項などである。そして期中評価事項として、当該年度特有の問題点や過年度からの懸案事項、主要数値による財務増減分析、財務比率による増減分析、そして部門別の帰属収支差額及び学生生徒等数の一人当たり指標による分析、資金・有価証券の状況など、本法人の現在及び今後の見通しと課題を共有している。その中で、即時対応が可能なものの、翌年度中に対応が可能なものの、中長期計画を元に計画的な対応が必要なものなどを仕訳した上で、法人並びに各学校で適切な対応を実施している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。なお、毎会計年度に実施される監査法人による期中監査において、実査を含む監査を実施しており、安全かつ適正な管理を確認している。

寄付金の募集は平成 5 年度から継続して、計画的に毎年度実施している。寄付金の依頼対象は、主に、本学院生保護者、短期大学卒業生、高等学校卒業生、学院後援団体会員、そして本学院教職員などである。学院生保護者に対して、入学前の募集は一切おこなっていない。本法人に対する寄付金は、特定公益増進法人の証明を取得し所得控除対象としている他、租税特別措置法施行令第 26 条の適用を受け、税額控除と選択できるようにしている。学生生徒等数の減少、経済情勢の悪化などに伴い年々減少傾向にあるが、平成 25 年度では約 1 千 5 百万円の受け入れがあった。学院に対する重

要な収入源であることを認識している。

学校債の発行はしていない。今後も発行の予定は無い。

月次試算表並びに資金運用一覧表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

財務情報に関しては、誰でも入館可能な本学院図書館の一般書架に配置し、自由に閲覧できるようにしている。

(b) 課題

学校法人並びに学校としてのガバナンスは適切に機能しているものと考えているが、組織の効率化、及び業務の迅速化を図る観点から、規程やマニュアルの見直し・修正を実施していきたい。

◇ 基準IVについての特記事項

特になし。

選択的評価基準

教養教育の取り組みについて

基準（1）教養教育の目的・目標を定めている

教養は、知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総体的な概念として捉えることができ、教養教育は、専門教育により培われた知識や技術が、卒業後、社会の中でどのように活かされ、社会貢献に繋がっていくのか、その在り方をきめる個人の資質に繋がるものである。そして、教養を獲得する過程やその結果として、品性や品格といった言葉で表現される徳性も身についていくものと考えられる。

基準（2）教養教育の内容と実施体制が確立している

本学では、教養教育は、長年にわたり本学の建学の精神に基づく教育の基盤をなすものとして培われてきた。そして、子ども教育学科、看護学科の両学科においても、学科の目的を達成するための基盤として位置づけている。教養教育の核となる部分が、キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育である。授業科目として、「キリスト教と人間」「現代とキリスト教」「現代と女性」を設け、本学の教養教育の核となっている。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している

「キリスト教と人間」「現代とキリスト教」は本学の建学の精神に基づく教育の基本的科目である。単なるキリスト教の教義ではなく、キリスト教の教えが社会においてどのように関わり、どのような影響を与えていたのか、また様々な社会現象をキリスト教の立場からどのように捉え、考えるのか、そのような学びの中で、学生一人ひとりが社会の中でどのように生き、どのように関わっていくのかを学ぶ。「現代と女性」は建学の精神を具現化する総合教育科目であり、具体的に様々な社会問題と向き合う機会を与えるだけでなく、一人の人間、一人の女性、一人の社会人としての生き方を考え、礼儀やマナーを学び、健康、倫理観や道徳観等についても考える。なお、「現代と女性」は、シスターである学院長（理事長）が担当し、現代と女性委員会で年間プログラムを立て、学内外からプログラム内容にふさわしい講師を招いて実施している。文部科学省教育学習方法等改善支援経費に平成10年度に採択され（「建学の精神」の浸透と実践－心豊かな人に－）、現在まで継続中である。

基準（4）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる

各科目については各期「授業評価」のアンケートで効果について測定・評価を行っており、その結果を基に各委員会単位で改善に取り組んでいる。

大阪信愛女学院短期大学

平成26年度 現代と女性 I・II テーマ:心豊かな人に(子ども教育学科)

日付	内 容	日付	内 容
4月2日	入学式	10月1日	前半:学科長講話 後半:「楓祭に向かって」
4月16日	対面式・『現代と女性』オリエンテーション フレッシュマンキャンプ説明	10月8日	避難訓練
4月23日	前半:学生活動紹介 後半:グループ活動	10月15日	公開芸術公演
4月30日	前半:講話「ミサ」について I 後半:聖歌	10月22日	楓祭に向かって
5月7日	ことばの祭儀「聖母をたたえて」	10月29日	前半:「死者の月を迎えるにあたって」 後半:歌の練習
5月28日	ジョイントコンサート	11月5日	ことばの祭儀「追悼式」
6月4日	キッズシアターかみふうせん	12月3日	前半:クリスマスについて 後半:歌の練習
6月11日	園長講話	12月10日	ミサ「クリスマスの集い」
6月18日	「防犯について」	1月7日	グループ活動「担任を囲んで」
6月25日	先輩を囲んで	1月14日	ことばの祭儀「成人式」
7月2日	講演「知的発達障がい者との関わり」	1月21日	演奏会・表現フェスタに向けて
7月9日	前半:聖歌 後半:楓祭に向かって	1月23日	演奏会・表現フェスタに向けて
7月16日	ミ サ	* 4月17日～18日 フレッシュマンキャンプ	

平成26年度 現代と女性 I・II テーマ:心豊かな人に(看護学科)

日付	内 容	日付	内 容
4月2日	入学式	7月16日	ミ サ
4月16日	対面式・『現代と女性』オリエンテーション フレッシュマンキャンプについて	10月15日	公開芸術公演
4月23日	学生活動紹介	10月29日	前半:講話「死者の月を迎えるにあたって」 後半:聖歌
4月26日	戴帽式	11月5日	ことばの祭儀「追悼式」
4月30日	前半:講話「ミサ」について I 後半:聖歌	11月12日	ボランティア活動「地域清掃」I
5月7日	ことばの祭儀「聖母をたたえて」	11月19日	専門看護師の講演
5月14日	避難訓練	11月26日	卒業生からのメッセージ I
5月21日	マナー講座 I	12月3日	前半:クリスマスについて 後半:聖歌
5月24日	130周年記念ミサ	12月10日	ミサ「クリスマスの集い」
5月28日	ジョイント・コンサート	12月17日	グループ活動
6月18日	「防犯について」	1月14日	ことばの祭儀「成人式」
7月2日	講演「知的発達障害者との関わり」	* 4月17日～18日 フレッシュマンキャンプ	
7月9日	前半:聖歌 後半:「楓祭に向かって」		

各学科独自の内容については、下記に示す。

<子ども教育学科>

本学科は、建学の精神であるカトリック精神に基づき、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身に着けた、心豊かな保育者・教育者の養成を目的としている。その基礎となる教養科目を基礎科目と位置づけ、主にカリキュラムポリシー(1)キリスト教の精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育、(5)コミュニケーション能力を身につける教育で構成している。

「キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育」については先に述べたとおりであるが、「現代と女性」における学科独自のプログラムとしては、幼稚園・保育所の現場の生の情報を知る機会として先輩講話、また現場で必要な能力の一つである「手遊び」のワークショップなどがある。

保育者・教育者となるための専門教育を受けるに当たり、導入科目として「情報倫理」「基礎教育講座」「社会と人権（日本国憲法）」「体育（講義・実技）」を設けている。

「情報倫理」は入学前教育としても位置付け、e ラーニングを活用している。「基礎教育講座」は学科長を科目責任者として『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』の読み解きをベースとして、教員・保育士を目指す学生として必要とされる基礎的な日本語の abilities を養っている。「社会と人権（日本国憲法）」では社会生活を営む上での基本理念を学ぶ。「体育（講義・実技）」では健康な生活を送るために必要な基礎知識を習得し、教育・保育者としての資質や能力の向上を目指す。

豊かな人間性と幅広い教養を身に着ける教育として、「芸術」「人と自然」「数学の世界」「園芸論」「園芸療法論」「ガーデニング」「園芸療法実習」を設置している。本学は平成 15 年度から園芸療法士資格の課程認定を受けていたが、他学科において開設していた。保育士資格取得のための学びは園芸療法士の選択科目の内容をカバーしているため、保育士資格を有していれば「園芸論」「園芸療法論」「ガーデニング」「園芸療法実習」の 4 科目の必修科目を修得することで園芸療法士資格を取得できるので、平成 22 年度より子ども教育学科においても科目設定し資格取得可能とした。この 4 科目は両学科同時開講の科目となっている。

コミュニケーション能力を身につける教育の一環として外国語「English Communication A」「English Communication B」「English Communication C」「English Communication D」「海外語学研修（英語）」を設け、グレード分けによる能力に応じた語学教育や海外での研修も行っている。自分らしい生き方を実現するための「キャリアガイダンス」も就職部が組織として実施している。

以上のように、教養教育の目的・目標を定めその内容と実施体制、方法が確立している。

<看護学科>

本学科は、建学の精神であるカトリック精神に基づき豊かな人間性を育み、幅広い教養を身につけた患者の視点に立った看護師養成を目的としている。その目的における、豊かな人間性を育み、幅広い教養を身につけるための教育を担うのが教養教育であり、患者の視点に立った看護師養成の基盤となるものである。本学科では教養教育を総合教育科目として位置づけ、カリキュラムポリシー(1)キリスト教的精神に基づく

豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育、(2)人間理解とこころのケアを行う教育、(3)看護の専門を学ぶ上での基礎的な力を身につける教育で構成している。

キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育は、先に述べたとおりである。「現代と女性」については学科独自の内容を含んでいる。看護学科独自の内容としては、認定看護師や専門看護師講演会、医師講演会、地域ボランティアなどがある。

人間理解とこころのケアを行う教育では、「教育学」「心理学」「社会学」「園芸論」「園芸療法論」「音楽療法」「園芸療法実習」「ガーデニング」「スポーツと健康」を設けている。「教育学」「心理学」「社会学」のいずれか1科目を履修した者については、『ピアヘルパー』の受験資格が与えられる。この資格は、カウンセリングの初級資格で、看護師にとって有用な資格である。看護師の資格を有するもので、「園芸論」、「園芸療法論」、「園芸療法実習」、「ガーデニング」の4科目の単位修得した場合、『園芸療法士』の資格が、全国大学実務教育協会から与えられる。園芸療法は、園芸を通じて心のケアを行う療法で、欧米では盛んで、わが国においても最近注目されている療法であり、本学では平成15年より園芸療法士コースを開設し、在学生だけでなく社会人の受講者も多く、教育実績をあげている。看護学科において、園芸療法士が取得できるのは全国で本学のみであり、本学看護学科の特色としている。

看護の専門を学ぶ上での基礎的な力を身につける教育として、「文章表現」「基礎演習」「社会学」「教育学」「心理学」「生物学」「化学」「情報科学」「統計学」「応用情報科学」「英語A」「英語B」「英語C」「英語D」を設けている。読み、書き、考えることは、教養を身につけ、深めるために中心的な役割を果たすものであり、「文章表現」において、主に日本語の読解能力及び書く力を養う教育を徹底して行う。また、「基礎演習」において、考える力を養うトレーニングを行い、レポート作成や、研究の基礎力を養う。「社会学」「教育学」「心理学」「生物学」「化学」は看護の専門を学ぶ上での基礎となる授業科目である。昨今、情報機器の使用は看護師として不可欠となっているが、「情報科学」において基本的な知識と技術を習得し、「応用情報科学」でその応用力を磨く。看護研究を行う上での統計学を「統計学」において学ぶ。

平成26年度より選択必修の教養科目的授業時間数を1単位(30時間)から1単位(15時間)へ変更し、選択し易いカリキュラム作りを行うことによって幅広い学習要求に応えられるようにした。

以上のように、教養教育の内容と実施体制が確立している。また、教養教育を行う方法が確立している。教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(b) 課題

選択必修科目について、下記のように学科で開講科目数と内容がかなり異なる。また、選択人数に差がみられる。子ども教育学科では科目数と内容が限定されている。看護学科ではすべて専門基礎として必要な科目として開講している。「幅広い教養を身につける」というカリキュラムポリシーから見ると、新たな科目設定、両学科で自由に選択できる科目設定など、選択肢を広げる工夫が必要である。

大阪信愛女学院短期大学

『子ども教育学科』平成 26 年度

芸術(59 名)、人と自然(7 名)、数学の世界(0 名)、English Communication C、D(8 名)

『看護学科』平成 26 年度

生物学(67 名)、化学(72 名)、社会学(39 名)、教育学(54 名)、心理学(78 名)、応用情報科学(9 名)、統計学(7 名)、ヒューマン・ライツ(3 名)

(c) 改善計画

子ども教育学科においてより幅広い教養を身につけるために、2 単位の科目を 1 単位としてその分より多くの選択科目を設定できるよう、検討を行っていく。

幅広い科目設定を可能にするためにも、両学科同時開講の科目を増やす方向で検討を進めたが、両学科個別の教育・保育、看護実習が多数ありその時期もずれているので、現行の園芸療法士関係の科目以外では困難であることが判明した。今後集中講義等の開講の仕方も含めて検討していくこととする。

選択的評価基準

地域貢献の取り組みについて

基準（1）地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している

1. 本学は、学則第 16 章第 47 条「本学は、社会人の生涯学習の促進ならびに地域文化の向上発展に寄与するため、公開講座を開設することができる」の規定にもとづき、教育・研究内容の地域社会への還元を目指した公開講座を実施している。
2. 平成 26 年度に実施した「公開講座」は、学内機関である児童教育研究所主催の 1 講座、生命環境総合研究所主催の 2 講座が実施された。実施はいずれも土曜日で、第 1 回（6 月 7 日）「障がいのある子どもの理解～知的障がいの理解を中心に～」本学教授、児童教育研究所長、第 2 回（6 月 28 日）「染色体からみた生命」本学教授、理学博士・高井明徳氏、第 3 回（9 月 13 日）「在宅での看護」本学准教授・西節子氏、第 4 回（11 月 15 日）「ワークショップ『様々なニーズにあわせた園芸療法の紹介』認知症高齢者と在宅看護・地域生活・ひきこもり青年支援など」本学客員教授、兵庫県立淡路景観園芸学校非常勤講師、京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター客員研究員、笑福庭代表・寺田裕美子氏であった。会場は本学鶴見キャンパスである。いずれの回も地域住民 20~30 名の参加で、講師への質疑も多く好評を得た。

また、公開教室として保護者のみならず地域の方々にも参加していただけるよう、各種の教室を開催している。平成 25 年度はオカリナ教室（アンサンブル・オカリナを作ろう）・ママと幼児の英語教室（幼児向け・初級・中級コース）・刺繡教室・組みひもと着付け教室・茶道教室（煎茶・抹茶）・手打ちそば教室・太極拳・クレーシルバーアクセサリー教室・聖書教室などを開催した。

3. 本学の児童教育研究所主催で「保育研修会」及び「保育を考える会」を、近隣の幼稚園・保育所の教諭・保育士などを対象に年 2 回開催している。保育者が現場での経験を活かし、さらにより良い保育実践を展開するために役立つ「トイレットペーパーであそぶ（図画工作）」や「気になる子どもへの保育と保護者への支援」などをテーマに研修会を実施した。講義だけでなく参加者同士で研究協議も取り入れており、幼稚園教諭と保育士との交流の場ともなっているので、参加者から好評を得ている。
4. 児童教育研究所主催で教育相談「のばら」を実施している。電話相談と来所相談があり、合計 9 件の子育てについての相談があった。
5. 主として建学の精神を学ぶ授業である「現代と女性」時に授業を一般に公開し、「正規授業の開放」を行っている。平成 26 年度には本学音楽教員による公開講演「ジョイント・コンサート」及び京都ラビッシュアンサンブルによる公開芸術公演を実施した。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている

1. 公開講座は、大阪市城東区・鶴見区・旭区との共催で実施している。また、地域連携講座として大阪市鶴見区内において、同保健福祉課と親子参加型の講習会が4回実施されており、うち2回を本学の教員が実施し、計30組の未就学児親子を対象に子育て支援講習を行った。

城東区の文化団体「母と子の共励会」に協力し、本学調理室においてクリスマス料理教室を開催した。本学の教員が講師を務め、約30名の参加者があった。

2. 大阪市城東区役所と学校法人大阪信愛女学院が連携協力に関する協定を締結して、城東区民が健康で安心して心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とした取り組みを進めている。その中で、生涯学習、地域の文化の振興に関すること、区民の健康福祉の向上に関すること、地域コミュニティ・まちづくりの推進に関することなど、多方面にわたり地域社会との交流活動を実施している。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している

1. 学生課による推進支援

鶴見警察署主催の「交通安全啓発活動」や大阪市鶴見区役所保健福祉課主催の「子育て支援講座」など、ボランティアの紹介を行っている。

年末には、釜ヶ崎路上生活者越冬支援のために、学生・教職員のボランティアによる日用品、冬物衣料などを持ち寄り、これらを届けている。また、「お米の一握り運動」を学生に呼びかけ、集まったお米を炊き出しに利用してもらっている。

2. 学生による募金活動

OSAC(大阪信愛委員会)の募金活動として、カンボジア募金や東日本大震災被災者救援、赤い羽根共同募金などを行っている。クリスマス献金や楓祭（短大祭）収益金は修道会に寄付し、アフリカ・チャドやカンボジアでの奉仕活動に役立てていただいている。

3. 「愛の一粒会」のクラブ活動

1962年に創部されて以来、50年以上活動を続け、平成15年に厚生労働大臣賞受賞の実績を有している。毎週土曜日に児童養護施設「聖家族の家」を訪問し、お姉さん役として家庭に恵まれていない子どもたちの遊び相手・相談相手などが主な活動内容である。

4. 学科による啓発と実践

看護学科では「現代と女性Ⅰ・Ⅱ」において、ボランティアと地域貢献の意識を高めるために、鶴見区内で清掃活動（年1回）を行っている。